

# 京都府公報

号外 第7号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政策法務課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

条 例	ページ
○京都府旅費条例の一部を改正する条例 (職員総務課)	10
○職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 ( )	16
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 ( )	56
○京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例 ( )	57
○管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ( )	〃
○京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例 (環境管理課)	〃
○京都府人権尊重の共生社会づくり条例 (人権啓発推進室)	〃
○京都府認定こども園の認定の要件等に関する条例及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (文教課、こども・子育て総合支援室、教育庁学校教育課)	58
○京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例 (こども・子育て総合支援室、高齢者支援課、地域福祉推進課、障害者支援課、家庭・青少年支援課、医療課)	〃
○京都府こども未来基金条例の一部を改正する条例 (こども・子育て総合支援室、家庭・青少年支援課)	60
○児童福祉法に基づく一時保護施設の設備等の基準に関する条例 (家庭・青少年支援課)	〃
○京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例 (労働政策室)	64
○京都府立高等技術専門学校条例の一部を改正する条例 (人材育成課)	〃
○京都府豊かな緑を守る条例及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (循環型社会推進課、森の保全推進課)	〃
○京都府立都市公園条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	65
○京都府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	66

○京都府営水道の供給料金等に関する条例の一部を改正する条例 (公営企業経営課)	67
○水道法施行条例の一部を改正する条例 ( )	〃
○京都府議会議員の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (議会議務局)	68
○京都府文化財保護条例の一部を改正する条例 (教育庁文化財保護課)	70

### 規 則

○技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則 (職員総務課)	〃
○生活保護法施行細則等の一部を改正する規則 (高齢者支援課、地域福祉推進課、障害者支援課、家庭・青少年支援課、医療課)	82
○児童福祉法に基づく一時保護施設の設備等の基準に関する条例施行規則 (家庭・青少年支援課)	83
○京都府立勤労者福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則 (労働政策室)	〃
○京都府立高等技術専門学校条例施行規則の一部を改正する規則 (人材育成課)	84

### 告 示

○京都府産休代替職員設置費補助金交付要綱及び京都府社会福祉施設産休代替職員雇用費補助金交付要綱の一部改正 (こども・子育て総合支援室)	〃
○京都府福祉のまちづくり条例に基づく車椅子使用者用便所の配置の基準を定める告示 (建築指導課)	〃

### 教 育 委 員 会

○京都府文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	85
---------------------------	----

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇京都府旅費条例の一部を改正する条例（京都府条例第2号）（職員総務課）

#### 1 改正の理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正等を踏まえ、旅費制度の見直しを行うため、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正の内容

(1) 旅費の種目は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及びその他の交通費をいう。）、宿泊費等（宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当をいう。）、移転料等（移転料、着後手当及び家族移転料をいう。）及び旅行雑費とし、次に掲げるもののほか、これらの内容、計算方法等について定めることとした。（第2章関係）

ア 鉄道賃 特急料金の支給について、距離要件を廃止することとした。

イ 船賃 指定職給料表の適用を受ける者以外の職員の区分を設けないこととした。

ウ その他の交通費 バス、タクシー、レンタカー等の利用に要する費用を支給することとした。

エ 宿泊費等 指定職給料表の適用を受ける者以外の職員の区分を設けないこととし、規則で定める基準額の範囲内で実費を支給することとした。

オ 移転料等 指定職給料表の適用を受ける者以外の職員の区分を設けないこととし、支給対象を扶養親族から職員と生計が同じ家族に拡大することとした。

(2) 旅行者が条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費を受給した場合には、当該旅費を返納させなければならないこととするとともに、返納に代えて当該旅行者の給与又は旅費からの控除を可能とすることとした。（第31条関係）

(3) その他所要の規定整備を行うこととした。

#### 3 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和7年4月1日

##### (2) 経過措置

旅費の支給等に関し、所要の経過措置を定めることとした。（附則第2項～第6項関係）

(3) 次の条例について、所要の規定整備を行うこととした。（附則第7項～第20項関係）

ア 京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和22年京都府条例第16号）

イ 京都府教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成27年京都府条例第1号）

ウ 建設業法による参考人の費用弁償条例（昭和24年京都府条例第59号）

エ 建築士法の規定により意見を求められて出頭した参考人の費用弁償条例（昭和25年京都府条例第53号）

オ 京都府収用委員会に出頭する鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（昭和26年京都府条例第39号）

カ 京都府労働委員会の委員等の報酬並びに費用弁償及びその支給方法に関する条例（昭和27年京都府条例第42号）

キ 京都府附属機関の委員等報酬及び費用弁償条例（昭和28年京都府条例第5号）

ク 京都府漁業調整委員会委員及び京都府内水面漁場管理委員会委員の報酬並びに費用弁償条例（昭和28年京都府条例第25号）

ケ 土地収用法に基づくあつせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和30年京都府条例第40号）

コ 京都府医療扶助審議会委員の報酬及び費用弁償条例（昭和32年京都府条例第8号）

サ 選挙長等の報酬および費用弁償条例（昭和35年京都府条例第25号）

シ 京都府監査委員等の報酬及び給与並びに費用弁償及び旅費に関する条例（平成3年京都府条例第18号）

ス 公害紛争の処理にかかる参考人および鑑定人の費用弁償等に関する条例（昭和45年京都府条例第30号）

セ 京都府警察署協議会条例（平成13年京都府条例第16号）

ソ 土地収用法に基づく仲裁の手續に要する鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（平成14年京都府条例第29号）

タ 京都府留置施設視察委員会条例（平成19年京都府条例第18号）

◇職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（京都府条例第3号）（職員総務課）

1 改正の理由

令和6年10月22日付けの職員の給与等に関する人事委員会の報告・勧告において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について勧告がなされたことを踏まえ、職員の給与等について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 給料表構造の見直し（第1条（第6条、別表第1～別表第5）関係）

ア 行政職給料表3～7級相当について、給料の最低水準を引き上げることとした。

イ 行政職給料表8～10級相当について、隣接する職務の級との給料月額を重なりを解消するとともに、現行の号給を大括り化し、勤務成績が「特に良好」の場合のみ昇給することとした。

(2) 諸手当

ア 扶養手当（第1条（第11条）関係）

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を13,000円に引き上げることとした。

イ 地域手当（第1条（第12条の5）関係）

異動保障の期間を異動後2年間から3年間に延長し、3年目の支給割合を異動前の60パーセントとすることとした。

ウ 通勤手当（第1条（第13条）、第2条（旧附則第13項）関係）

(ア) 1箇月当たりの支給限度額を15万円に引き上げることとした。

(イ) 特急料金や高速道路料金等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給することとした。

エ 管理職員特別勤務手当（第1条（第16条の2）関係）

平日深夜における支給対象時間帯を午後10時から午前5時までまでに拡大するとともに、支給対象職員に指定職の職員等を追加することとした。

オ 再任用職員の諸手当（第1条（第19条の8）、第4条（附則第10項）関係）

再任用職員に対して、地域手当の異動保障、住居手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）を新たに支給することとした。

(3) 特定任期付職員の特別給（第3条（第6条、第7条）関係）

業績手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当に再編することとした。

(4) その他

その他所要の規定整備を行うこととした。（附則第7項（別表）、附則第8項（第15条）関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第4号）（職員総務課）

1 改正の理由

雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 雇用保険法の一部改正関係

ア 雇用保険における就業手当の廃止に伴い、これに相当する失業者の退職手当を廃止することとした。（第11条関係）

イ 雇用保険における地域延長給付の暫定措置の2年延長に伴い、これに相当する失業者の退職手当の暫定措置を2年延長することとした。（附則第18項関係）

(2) その他

ア 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）の一部改正に伴い、日本電信電話株式会社が商号を変更することができることとされたため、条例で定める日本電信電話株式会社について、商号の変更があった場合においても旧電信電話公社の承継会社を指すものとなるよう、所要の規定整備を行うこととした。（附則第4項関係）

イ その他所要の規定整備を行うこととした。（附則第12項関係）

3 施行期日

令和7年4月1日。ただし、2の(2)については、令和7年3月24日

◇京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第5号）（職員総務課）

1 改正の理由

現下の厳しい財政状況等を考慮し、知事及び副知事の給与の額について、引き続き1年間、特例措置を講じるものである。

2 改正の内容

知事及び副知事の給料及び地域手当並びに期末手当について、引き続き令和8年3月31日までの間、知事は100分の8を、副知事は100分の4を減額して支給することとした。(第1条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

◇管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第6号)(職員総務課)

1 改正の理由

現下の厳しい財政状況等を考慮し、管理職員等の給与の額について、引き続き1年間、特例措置を講じるものである。

2 改正の内容

管理職員、指定職給料表の適用を受ける職員、教育長、常勤の監査委員及び常勤の人事委員会委員の給料について、引き続き令和8年3月31日までの間、管理職員については100分の1.5(行政職給料表9級以上の者(他の給料表適用者で行政職給料表9級以上に相当する者を含む。))にあつては、100分の2)を、それ以外の者については100分の4を減額して支給することとした。(第1条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

◇京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例(京都府条例第7号)(環境管理課)

1 改正の理由

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

法の条ずれに伴い、所要の規定整備を行うこととした。(第37条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

◇京都府人権尊重の共生社会づくり条例(京都府条例第8号)(人権啓発推進室)

1 制定の理由

府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重され、全ての府民が、地域等の社会において「守られている」、「包み込まれている」等といった社会からの温かさを感じることができるようになるとともに、誰もが主体的に社会に参画し、自らの可能性を伸ばすことができる人権尊重の共生社会づくりに資するため、人権教育及び人権啓発並びに相談体制の整備に関する施策の策定及び実施等について定めた条例を制定するものである。

2 制定の内容

(1) 定義

「人権尊重の共生社会づくり」、「人権尊重の共生社会づくり施策」及び「推進計画」の用語の意義を定めることとした。(第1条関係)

(2) 基本理念

人権尊重の共生社会づくりは、府民一人ひとりが、相互に人権の意義並びにその尊重及び共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深め合うとともに、自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他人の人権をも尊重するものであること、それぞれの個性が認められる寛容な社会の一員として、つながり支え合うものであること、生涯にわたりあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるものであること、情報化の進展等社会情勢の変化に的確に対応するものであること及び人権に関する相談に的確に対応するものであることを基本として推進されなければならないこととした。(第2条関係)

(3) 府の責務

府は、基本理念のっとり、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとし、国、市町村その他の関係機関等と連携し、及び協働してこれに取り組むこととした。(第3条関係)

(4) 市町村への協力

府は、人権尊重の共生社会づくりの推進のため、人権尊重の共生社会づくり施策を実施する市町村に対し、

情報の提供その他の必要な協力を行うこととした。(第4条関係)

(5) 府民及び事業者の責務

府民及び事業者は、基本理念にのっとり、人権尊重の共生社会づくりに関する理解を深めるよう努めるとともに、府が実施する人権尊重の共生社会づくり施策に協力するよう努めることとした。(第5条関係)

(6) 推進計画

知事は、推進計画において、人権尊重の共生社会づくりに関する基本的な考え方、人権尊重の共生社会づくり施策の目標、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項その他の必要な事項を定めることとした。(第6条関係)

(7) 懇話会

知事は、人権尊重の共生社会づくり施策の策定及び効果的な実施に関する事項について専門的な知見を有する者と府とが意見を交換するための懇話会を開催することとし、府は、懇話会における意見交換の内容を参考として、人権尊重の共生社会づくり施策を策定し、及び実施するよう努めることとした。(第7条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の際現に推進計画に2の(6)の事項が定められている場合において、当該推進計画が所定の要件を満たすものとして知事の指定を受けたものであるときは、当該指定に係る推進計画は、この条例の規定により当該事項が定められたものとみなすこととした。(附則第2項関係)

◇京都府認定こども園の認定の要件等に関する条例及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(京都府条例第9号)(文教課、こども・子育て総合支援室、教育庁学校教育課)

1 改正の理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

幼保連携型認定こども園施設職員数に算入することができる副園長又は教頭について、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、又は保育士の登録を受けた者のうちいずれかの者とする特例を2年間延長することとした。(附則第5項関係)

3 施行期日

令和7年3月24日

◇京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例(京都府条例第10号)(こども・子育て総合支援室、高齢者支援課、地域福祉推進課、障害者支援課、家庭・青少年支援課、医療課)

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)による栄養士法(昭和22年法律第245号)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 次に掲げる条例について、栄養士の配置を求めている基準に関し、管理栄養士の配置でも要件を満たすよう改めることとする等、所要の改正を行うこととした。

ア 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例(平成18年京都府条例第46号)

イ 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例(平成24年京都府条例第23号)

ウ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例(平成24年京都府条例第24号)

エ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例(平成24年京都府条例第25号)

オ 生活保護法に基づく保護施設の設備等の基準に関する条例(平成24年京都府条例第26号)

カ 介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第27号)

キ 介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第28号)

ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の

人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第32号）

ケ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第33号）

コ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第34号）

サ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第35号）

シ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第36号）

ス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第37号）

セ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第40号）

ソ 医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第42号）

タ 社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例（令和6年京都府条例第21号）

(2) その他所要の規定整備を行うこととした。

3 施行期日

令和7年4月1日

◇京都府こども未来基金条例の一部を改正する条例（京都府条例第11号）（こども・子育て総合支援室、家庭・青少年支援課）

1 改正の理由

国の安心こども基金を活用した事業の延長に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

条例の有効期限を令和12年6月30日まで5年間延長することとした。（附則第2項関係）

3 施行期日

令和7年3月24日

◇児童福祉法に基づく一時保護施設の設備等の基準に関する条例（京都府条例第12号）（家庭・青少年支援課）

1 制定の理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、児童相談所に設けられる一時保護施設設備及び運営の基準を定めるものである。

2 制定の内容

(1) この条例は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。（第1条関係）

(2) この条例で定める基準と一時保護施設との関係等について定めることとした。（第2条、第3条関係）

(3) 一時保護施設の設備及び運営に関し、次に掲げる基準を定めることとした。（第4条～第35条関係）

ア 職員の員数その他人員に関する基準

イ 居室の設置その他設備に関する基準

ウ 衛生管理その他運営に関する基準

(4) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。（第36条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

一時保護施設の設備、職員の数及び夜間の職員の配置に関し、所要の経過措置を定めることとした。（附則第2項、第3項関係）

◇京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例（京都府条例第13号）（労働政策室）

1 改正の理由

京都府立城南勤労者福祉会館、京都府立中丹勤労者福祉会館及び京都府立丹後勤労者福祉会館を廃止することに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

京都府立城南勤労者福祉会館、京都府立中丹勤労者福祉会館及び京都府立丹後勤労者福祉会館を廃止することとした。(第1条、別表関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

ア 廃止前の使用に係る利用料金又は使用料に関する事務について所要の経過措置を講じるものとした。(附則第2項関係)

イ この条例の施行前にした行為等に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。(附則第3項関係)

◇京都府立高等技術専門学校条例の一部を改正する条例(京都府条例第14号)(人材育成課)

1 改正の理由

京都府立城陽障害者高等技術専門学校を廃止するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 京都府立城陽障害者高等技術専門学校を廃止することとした。(第1条関係)

(2) その他所要の規定整備を行うこととした。(第6条関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

◇京都府豊かな緑を守る条例及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第15号)(循環型社会推進課、森の保全推進課)

1 改正の理由

京都府豊かな緑を守る条例(平成17年京都府条例第43号)及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成21年京都府条例第12号)に基づく規制等により対策を講じてきた土砂の搬入等に伴う災害の防止に関しては、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域における工事の規制等をもって講じられることとなるため、これらの条例に基づく一部規制の廃止その他所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 京都府豊かな緑を守る条例の一部改正

ア 土砂搬入禁止区域に関する規制及び罰則を廃止することとした。(第1条(旧第4章、旧第42条、第44条)関係)

イ 罰則に関する所要の規定整備を行うこととした。(第1条(第43条~第45条)関係)

(2) 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正

ア 土砂等搬入禁止区域に関する規制及び罰則を廃止することとした。(第2条(旧第3章の2、第35条)関係)

イ 不適正な土砂等による土地の埋立て等を防止するための土地の埋立て等の許可制度について、次の見直しを行うこととした。

(ア) 宅地造成及び特定盛土等規制法において災害の発生のおそれがないと認められるとされた土地の埋立て等に係る許可の審査において、災害の発生を防止するための技術上の基準の審査を不要とすることができるよう、所要の規定整備を行うこととした。(第2条(第11条)関係)

(イ) 災害の発生を防止するための技術上の基準の審査を要しない場合の審査手数料を引き下げのため、条例で定める手数料の額を上限額に改めるほか、手数料に関する所要の規定整備を行うこととした。(第2条(第33条)関係)

ウ 罰則に関する所要の規定整備を行うこととした。(第2条(第35条)関係)

(3) 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例(令和6年京都府条例第84号)の一部改正

(1)のア及び(2)のア(罰則の廃止に関する部分に限る。)に伴い、所要の規定整備を行うこととした。(附則第3項(第2条)関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

- 令和7年5月26日までの間において規則で定める日。ただし、2の(3)については、令和7年3月24日
- (2) 経過措置  
 所要の経過措置を定めることとした。

◇京都府立都市公園条例の一部を改正する条例（京都府条例第16号）（都市計画課）

- 1 改正の理由  
 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の許可を受けて公園施設を設置する者に係る使用料（以下「使用料」という。）について、所要の改正を行うものである。
- 2 改正の内容  
 京都府立嵐山公園、京都府立宇治公園及び京都府立山城総合運動公園の使用料の額を改めることとした。（別表関係）
- 3 施行期日  
 令和7年4月1日

◇京都府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（京都府条例第17号）（建築指導課）

- 1 改正の理由  
 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。
- 2 改正の内容  
 (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の規定による条例付加基準について、政令改正に伴う所要の規定整備を行うこととした。（第65条、第65条の2、第67条～第71条関係）  
 (2) その他所要の規定整備を行うこととした。
- 3 施行期日等  
 (1) 施行期日  
 令和7年6月1日。ただし、2の(2)の一部については、令和7年3月24日  
 (2) 経過措置  
 所要の経過措置を定めることとした。

◇京都府営水道の供給料金等に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第18号）（公営企業経営課）

- 1 改正の理由  
 京都府営水道の供給料金について、適正な原価を基礎とした新たな供給料金の在り方について検討したところ、料金算定の基礎となる主要な要素に変更があったため、所要の改正を行うものである。
- 2 改正の内容  
 供給料金を次のとおり改めることとした。（別表関係）

（単位：円／m<sup>3</sup>）

区分	金額
建設負担料金	51（現行55）
使用料金	32（現行28）
超過料金	192（現行202）

- 3 施行期日等  
 (1) 施行期日  
 令和7年4月1日  
 (2) 経過措置  
 改正後の供給料金は、令和7年4月以後の月分の供給料金について適用することとした。

◇水道法施行条例の一部を改正する条例（京都府条例第19号）（公営企業経営課）

1 改正の理由

水道法施行令（昭和32年政令第336号）の一部改正による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しを踏まえ、府が水道用水供給事業者である場合の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準並びに府が専用水道の設置者である場合の水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

次に掲げる者の資格要件について、下水道等に関する実務経験を含めるほか、学歴及び学科要件における対象課程を追加することとした。（第2条～第4条関係）

- (1) 府営水道の布設工事監督者
- (2) 府営水道の水道技術管理者
- (3) 府が設置する専用水道の水道技術管理者

3 施行期日

令和7年4月1日

◇京都府議会議員の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第20号）（議会事務局）

1 改正の理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の一部改正等を踏まえ、京都府議会議員の公務に係る費用弁償について見直しを行うため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 費用弁償の種目は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及びその他の交通費をいう。）、宿泊費等（宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当をいう。）及び旅行雑費とし、次に掲げるもののほか、これらの内容、計算方法等について定めることとした。（第3条～第15条関係）

ア 鉄道賃 特急料金の支給について、距離要件を廃止することとした。

イ 航空賃 現に支払った旅客運賃により支給することとした。

ウ 車賃 1キロメートルにつき37円支給することとした。

エ その他の交通費 バス、タクシー、レンタカー等の利用に要する費用を支給することとした。

オ 宿泊費等 指定職給料表の適用を受ける者等に支給する宿泊費等の例により支給することとした。

カ 旅行雑費 一般職に属する職員に支給する旅行雑費の例により支給することとした。

(2) 議員が条例の規定に違反して費用弁償を受給した場合には、当該費用弁償を返納させなければならないこととするとともに、返納に代えて当該議員の議員報酬又は費用弁償からの控除を可能とすることとした。（第17条関係）

(3) その他所要の規定整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

費用弁償の支給等に関し、所要の経過措置を定めることとした。（附則第2項及び第3項関係）

◇京都府文化財保護条例の一部を改正する条例（京都府条例第21号）（教育庁文化財保護課）

1 改正の理由

府指定有形文化財等の公開手続の見直し等のため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 文化財保護法の一部を改正する法律（令和3年法律第22号）の施行に伴う所要の規定整備を行うこととした。（第1条、第52条関係）

(2) 公開承認施設又は公開事前届出免除施設における一定の府指定有形文化財及び府指定有形民俗文化財の公開に係る届出義務については、事後の届出で足りることとした。（第27条、第39条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

**条 例**

次に掲げる条例をここに公布する。

- 京都府旅費条例の一部を改正する条例
- 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例
- 京都府人権尊重の共生社会づくり条例
- 京都府認定こども園の認定の要件等に関する条例及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例
- 京都府こども未来基金条例の一部を改正する条例
- 児童福祉法に基づく一時保護施設の設備等の基準に関する条例
- 京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例
- 京都府立高等技術専門学校条例の一部を改正する条例
- 京都府豊かな緑を守る条例及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 京都府立都市公園条例の一部を改正する条例
- 京都府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例
- 京都府営水道の供給料金等に関する条例の一部を改正する条例
- 水道法施行条例の一部を改正する条例
- 京都府議会議員の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 京都府文化財保護条例の一部を改正する条例

令和7年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

**京都府条例第2号**

**京都府旅費条例の一部を改正する条例**

京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 旅費の種目及び内容
  - 第1節 通則（第6条—第10条）

- 第2節 交通費（第11条—第16条）
  - 第3節 宿泊費等（第17条—第20条）
  - 第4節 移転料等（第21条—第24条）
  - 第5節 旅行雑費（第25条）
  - 第6節 日額旅費（第26条）
- 第3章 雑則（第27条—第32条）

附則

第1章 総則

第1条第1項中「府」を「職員等（府）」に、「」及びその他の者（以下「職員等」という）を「以下「職員」という。）及び職員以外の者をいう。以下同じ）に改め、同条第2項中「外」を「ほか、」に改める。

第2条第1項第2号中「職員については」を「場合又は旅行命令権者（旅行依頼を行う者を含む。以下同じ。）が認める場合には、」に、「又は居所）」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項第4号中「退職し」を「退職し、」に、「職員若しくはその扶養親族」を「、その職員」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項中同号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 指定職の職務 職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第4条第1項第6号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）の適用を受ける職員の職務及びこれに相当すると知事が認める職務

第2条第2項を削り、同条第3項中「は特別区」を「は、特別区」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条第1項中「または赴任した場合」を「又は赴任した場合（新たに採用された職員のその採用に伴う移転のための赴任にあつては、規則で定める場合に限る。）」に、「対し」を「対し、」に改め、ただし書を削り、同条第2項中「またはその」を「若しくは子又はその」に、「一に」を「いずれかに」に、「対し」を「対し、」に改め、同項第1号中「または」を「又は」に、「には」を「には、」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「おいて」を「おいて、」に、「または」を「又は」に、「準ずる」を「準じる」に、「知事が」を「規則で」に、「場合には」を「ときは」に、「旅費は」を「旅費は、」に改め、同条第4項中「または」を「又は」に改め、同条第5項中「および」を「及び」に、「外」を「ほか」に、「、その他」を「その他」に改め、同条第6項中「、第4項及び第5項」を「及び前2項」に、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）がその出発前に旅行を取り消され、または」を「が次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は」に、「場合において」を「場合その他規則で定める場合には」に、「既に」を「既に」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた金

額で、知事が」を「なる金額又は支出を要する金額で規則で」に改め、同条第7項中「および」を「及び」に、「旅行中交通機関の事故または」を「、旅行中」に、「知事が」を「規則で」に、「より、」を「より」に、「できた旅費」を「できた旅費額」に、「または一部」を「又は一部」に、「はその」を「は、その」に改める。

第4条第1項中「以下」の右に「この条及び次条において」を加え、同項第2号中「および第5項」を削り、同条第2項中「且つ」を「、かつ」に改め、同条第3項中「を変更（取消を含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「基き、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第4項中「またはこれを変更するに」を「又はその変更をするに」に、「または旅行依頼書」を「又は旅行依頼書」に、「を提示してこれを」を「に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条第5項を次のように改める。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に規定する事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「因り」を「より」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「には」を「には、」に改め、同条第2項中「後」を「後、」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「前2項」を「、前2項」に、「おいて」を「おいて、」に、「うける」を「受ける」に改め、同条の次に次の章名及び節名を付する。

## 第2章 旅費の種目及び内容

### 第1節 通則

第6条の見出しを「(旅費の種目及び内容)」に改め、同条第1項を次のように改める。

旅費の種目は、次に定めるとおりとし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

#### (1) 交通費

- ア 鉄道賃
- イ 船賃
- ウ 航空賃
- エ 車賃
- オ その他の交通費

#### (2) 宿泊費等

- ア 宿泊費
- イ 包括宿泊費
- ウ 宿泊手当

#### (3) 移転料等

- ア 移転料
- イ 着後手当
- ウ 家族移転料

#### (4) 旅行雑費

第6条第2項中「路程」を「、路程」に改め、同条第

5項中「陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行」を「私有車旅行（規則で定める自家用自動車（第15条第3号に規定する自家用自動車に該当するものを除く。）を移動に利用する旅行をいう。以下同じ。）」に改め、「又は実費額」を削り、同条第6項及び第7項を次のように改める。

6 その他の交通費は、陸路旅行（鉄道旅行及び私有車旅行を除く。）について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

7 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用について、支給する。

第6条第12項中「第1項」を「第1項各号（第3号を除く。）」に改め、「のうち、鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費」を削り、同項を同条第14項とし、同条第11項中「伴う雑費」を「必要な諸雑費に充てるための費用（第9項に規定する費用を除く。）」に改め、同項を同条第13項とし、同条第10項中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に、「扶養親族の」を「家族の」に改め、同条中同項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、支給する。

9 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用について、1夜当たりの定額により支給する。

第7条中「旅費は」の右に「、この章に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「因り、」を「より」に、「の経路及び方法によつて」を「の経路又は方法により」に改める。

第8条から第11条までを削る。

第12条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等」を「旅行中に、年度の経過、指定職給料表の適用を受けることとなつたこと等」に、「鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費）」を「交通費（家族移転料のうち交通費）」に改め、同条を第8条とする。

第13条第1項中「する者」を「するもの」に、「に必要な書類」を「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。）」に必要な資料」に、「添附書類」を「資料」に、「旅費額のうちその書類」を「旅費のうちその資料」に改め、同条第2項中「後、」を「後」に、「に当該」を「に、当該」に改め、同条第3項中「前項」を「、前項」に改め、同条に次の3項を加える。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第13条を第9条とし、第14条を削る。

第15条中「外」を「ほか」に、「知事が」を「規則で」に改め、同条を第10条とする。

第16条第1項中「次」を「次の各号」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第11条とし、同条の前に次の節名を付する。

#### 第2節 交通費

第17条第1項中「額は、次」の右に「の各号」を加え、同項第1号ア中「又は7級以上の職務」を削り、同号イ中「6級以下」を「指定職の職務以外」に改め、同条第2項中「とき」を「場合」に改め、同条を第12条とし、第18条を第13条とする。

第19条第1項ただし書を削り、同条第2項ただし書中「第12条」を「第8条」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の2条、節名及び3条を加える。

(その他の交通費)

第15条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(包括宿泊費との調整)

第16条 移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、第18条の規定により包括宿泊費に係る旅費の支給を受ける場合には、当該移動に係る部分に係るこの節の規定による交通費については、支給しない。

#### 第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第17条 宿泊費の額は、旅行中の宿泊に要する費用について、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として

規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第18条 包括宿泊費の額は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費の合計額とする。

(宿泊費及び包括宿泊費の支給額の上限)

第19条 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第7条及び前2条の規定により計算した額と現に支払つた額とを比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第20条を次のように改める。

(宿泊手当)

第20条 宿泊手当の額は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用について、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

第21条及び第22条を削る。

第23条第1項第1号中「扶養親族」を「家族」に、「別表第2」を「別表」に改め、同項第2号中「扶養親族」を「家族」に改め、同項第3号中「扶養親族」を「家族」に、「命ぜられた」を「命じられた」に、「更に」を「更に」に、「各」を「各」に改め、同条第2項中「扶養親族」を「家族」に改め、同条第3項中「には」を「には、」に改め、同条を第21条とし、同条の前に次の節名を付する。

#### 第4節 移転料等

第24条中「別表第1の区分に応じた宿泊料定額」を「宿泊費基準額」に改め、「5夜」の右に「（規則で定める移転にあつては、5夜に満たない範囲内で規則で定める夜数）」を加え、同条を第22条とする。

第25条の見出しを「（家族移転料）」に改め、同条第1項中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に、「次」を「次の各号」に改め、同項第1号中「扶養親族を」を「家族（赴任を命じられた日において同居している者に限る。以下この条において同じ。）を」に、「赴任を命じられた日における扶養親族」を「家族」に改め、ア及びイを次のように改める。

ア 12歳以上の者については、次に掲げる額の合計額

(ア) 交通費については、その移転の際における職員相当の額の全額に相当する額

(イ) 宿泊費及び包括宿泊費については、第19条中「計算した額」とあるのを「計算した額に3分の2を乗じて得た額」として、職員がその移転をするものとして算定された宿泊費又は包括宿泊費に係る旅費の支給額に相当する額

(ウ) 宿泊手当及び着後手当については、その移転の際における職員相当の額の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、次に掲げる額の合計額

(ア) 交通費については、その移転の際における職員相当の額の2分の1に相当する額

(イ) 宿泊費及び包括宿泊費については、第19条中「計算した額」とあるのを「計算した額に3分の1を乗じて得た額」として、職員がその移転をするものとして算定された宿泊費又は包括宿泊費に係る旅費の支給額に相当する額

(ウ) 宿泊手当及び着後手当については、その移転の際における職員相当の額の3分の1に相当する額

第25条第1項第1号ウ中「その移転の際における職員相当の宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額」を「次に掲げる額の合計額」に改め、同号ウただし書中「金額」を「額」に改め、同号ウに次のように加える。

(ア) 宿泊費及び包括宿泊費については、第19条中「計算した額」とあるのを「計算した額に3分の1を乗じて得た額」として、職員がその移転をするものとして算定された宿泊費又は包括宿泊費に係る旅費の支給額に相当する額

(イ) 宿泊手当及び着後手当については、その移転の際における職員相当の額の3分の1に相当する額

第25条第1項第2号中「第23条第1項第1号」を「第21条第1項第1号」に、「扶養親族」を「家族」に改め、同号ただし書中「前号」を「同号」に、「扶養親族」を「家族」に改め、同項第3号中「宿泊料、食卓料」を「宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に、「円位」を「1円」に改め、同条第2項中「その赴任の後」を削り、「扶養親族移転料」を「家族移転料」に、「赴任を命じられた日における扶養親族」を「家族」に改め、同条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

(同一地域内旅行の移転料等)

第24条 同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。）内における旅行については、移転料、着後手当及び家族移転料は、支給しない。ただし、赴任を命じられた職員が、職員のための府設宿舍に居住し、又はこれを明け渡すことを命じられ、住所又は居住を移転した場合には、別表の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額の範囲内の実費額の移転料（当該移転料の額を計算する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を支給する。

第25条の2中「知事が」を「規則で」に改め、同条を第25条とし、同条の前に次の節名を付する。

#### 第5節 旅行雑費

第26条中「知事が」を「規則で」に改め、同条の前に次の節名を付する。

#### 第6節 日額旅費

第26条の次に次の章名を付する。

### 第3章 雑則

第27条及び第28条を次のように改める。

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職

等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、家族移転料に相当するものを加えるものとする。

3 府は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第28条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第29条及び第30条を削る。

第31条第1項中「旅行者が公用の交通機関、宿泊施設を利用して旅行した場合その他当該」を「府は、旅行者が府以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「又は当該」を「又は」に、「この条例」を「この条例又は旅費に関する他の条例」に、「不当に」を「不当に」に、「こえた旅費又は」を「超えた旅費又は通常」に、「とき」を「場合において」に、「不当に実費をこえる」を「実費を超える」に、「については、その全部又は一部を支給しない」を「を支給しないことができる」に改め、同条第2項中「知事が」を「規則で」に改め、同条第3項中「旅行者がこの」を「府は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の」に、「よつて」を「より」に、「又は」を「又は」に、「場合は」を「場合には、」に改め、同条を第29条とする。

第32条第1項中「職員について」を「府は、職員について」に、「基づく」を「よる」に、「又はこの」を「又はこの」に、「基づき」を「よりに」に、「若しくは船員法」を「又は船員法」に、「若しくは費用に満たない」を「又は費用に満たない」に改め、同条第2項中「ときは、第30条第3項の規定に準じて計算した前職務相当の旅費を支給するものとする」を「場合の旅費は、規則で定める」に改め、同条を第30条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第31条 支出命令権者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(規則への委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続、旅費の種目及び内容に係る細則その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第33条を削る。

附則第1項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、

同項ただし書中「但し、」を「ただし、この条例による改正前の」に改め、「(昭和22年京都府条例第21号)」を削り、「昭和25年8月31日まで、なお、」を「同年8月31日までの間、なお」に改める。

附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「外国旅行」を「、外国旅行(本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下同じ。))との間における旅行及び外国における旅行をいう。)」に改め、「ついでに」の右に「、知事が別に定めるところにより」を加え、「の例により、知事が定める旅費」を「の適用を受ける国家公務員の例により支給するもの」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、この条例(この項を除く。))又は旅費に関する他の条例の規定に基づく旅費との権衡上必要があると認められるときは、知事が定めるところにより、その額を調整することができる。

附則第3項に見出しとして「(支給の特例)」を付し、同項中「第16条第1項第3号及び第17条第1項第5号」を「第11条第1項第3号及び第12条第1項第5号」に改める。

附則第4項及び別表第1を削る。

別表第2中「(第23条、第28条関係)」を「(第21条、第24条関係)」に改め、同表指定職の職務又は7級以上の職務にある者の項中「又は7級以上の職務」を削り、同表6級以下の職務にある者の項中「6級以下」を「指定職の職務以外」に改め、同表を別表とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の京都府旅費条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に旅行命令権者(旅行依頼を行う者を含む。以下同じ。)が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者がこの条例による改正前の京都府旅費条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職となった場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第31条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(規則への委任)

6 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。(京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例及び京都府教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

7 次に掲げる条例の規定中「第2条第2項」を削る。

(1) 京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和22年京都府条例第16号)第9条

(2) 京都府教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成27年京都府条例第1号)第6条

(建設業法による参考人の費用弁償条例の一部改正)

8 建設業法による参考人の費用弁償条例(昭和24年京都府条例第59号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第2項及び」を「(昭和24年法律第100号)」に、「より、」を「より」に、「対し」を「は、同法第44条に規定する費用の弁償として」に改める。

第2条中「旅費は」を「旅費の額は」に、「4級」を「指定職の職務以外」に改める。

(建築士法の規定により意見を求められて出頭した参考人の費用弁償条例の一部改正)

9 建築士法の規定により意見を求められて出頭した参考人の費用弁償条例(昭和25年京都府条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中「対し」を「は、同条第6項に規定する費用の弁償として」に改める。

第2条中「4級」を「指定職の職務以外」に、「相当額」を「相当の額」に改める。

(京都府採用委員会に出頭する鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正)

10 京都府採用委員会に出頭する鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例(昭和26年京都府条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条中「旅費は」を「旅費の額は」に、「4級」を「指定職の職務以外」に改める。

(京都府労働委員会の委員等の報酬並びに費用弁償及びその支給方法に関する条例の一部改正)

11 京都府労働委員会の委員等の報酬並びに費用弁償及びその支給方法に関する条例(昭和27年京都府条例第42号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「、府職員」を「、同条例第1条第1項に規定する職員」に、「は府職員」を「、当該職員」

に改め、「の級」を削り、同条第1号中「会長である」を削り、「者」の右に「相当の旅費」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「7級」を「指定職の職務以外」に、「者」を「者相当の旅費」に改め、同号を同条第2号とする。

(京都府附属機関の委員等報酬及び費用弁償条例の一部改正)

12 京都府附属機関の委員等報酬及び費用弁償条例(昭和28年京都府条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基く」を「基づく」に、「の定」を「の定めが」に、「外」を「ほか」に、「鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費」を「京都府旅費条例(昭和25年京都府条例第43号)第6条第1項各号(第3号を除く。)」に掲げる旅費」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 委員等の報酬及び旅費の額は、次のとおりとする。

(1) 報酬 日額 13,900円

(2) 旅費 京都府旅費条例中指定職の職務以外の職務にある者相当の額

2 委員等の職を兼ねる府の常勤の職員の報酬は、前項の規定にかかわらず、支給しない。

3 委員等の職を兼ねる府の常勤の職員が委員等の職務のため旅行する場合の旅費については、第1項の規定にかかわらず、当該府の職員としての職務による旅費を支給する。

(京都府漁業調整委員会委員及び京都府内水面漁場管理委員会委員の報酬並びに費用弁償条例の一部改正)

13 京都府漁業調整委員会委員及び京都府内水面漁場管理委員会委員の報酬並びに費用弁償条例(昭和28年京都府条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「7級」を「指定職の職務以外」に改め、「とする。」を削る。

(土地収用法に基づくあつせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

14 土地収用法に基づくあつせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和30年京都府条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条中「旅費は」を「旅費の額は」に、「7級」を「指定職の職務以外」に改める。

(京都府医療扶助審議会委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

15 京都府医療扶助審議会委員の報酬及び費用弁償条例(昭和32年京都府条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「7級」を「指定職の職務以外」に、「職員」を「者」に改め、同条第2項中「職員としての」を「当該府の職員としての職務による」に改める。

(選挙長等の報酬および費用弁償条例及び京都府監査委員等の報酬及び給与並びに費用弁償及び旅費に関する条

例の一部改正)

16 次に掲げる条例の規定中「7級」を「指定職の職務以外」に改める。

(1) 選挙長等の報酬および費用弁償条例(昭和35年京都府条例第25号)第3条第1項

(2) 京都府監査委員等の報酬及び給与並びに費用弁償及び旅費に関する条例(平成3年京都府条例第18号)第6条第1項第2号

(公害紛争の処理にかかる参考人および鑑定人の費用弁償等に関する条例の一部改正)

17 公害紛争の処理にかかる参考人および鑑定人の費用弁償等に関する条例(昭和45年京都府条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料及び旅行雑費」を「参考人及び鑑定人が受ける旅費」に、「4級」を「指定職の職務以外」に、「職員」を「者」に改める。

(京都府警察署協議会条例の一部改正)

18 京都府警察署協議会条例(平成13年京都府条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「6級」を「指定職の職務以外」に、「職員」を「者」に改め、同条第2項中「職員としての」を「当該府の職員としての職務による」に改める。(土地収用法に基づく仲裁の手續に要する鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正)

19 土地収用法に基づく仲裁の手續に要する鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例(平成14年京都府条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「4級」を「指定職の職務以外」に改める。

(京都府留置施設視察委員会条例の一部改正)

20 京都府留置施設視察委員会条例(平成19年京都府条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「7級」を「指定職の職務以外」に、「職員」を「者」に改め、同条第2項中「職員としての」を「当該府の職員としての職務による」に改める。

## 京都府条例第3号

## 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「職員を」を「職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を」に、「7級以上」を「7級」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、当該職員が同項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める年齢に達した日以降の直近の3月31日を超えて在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び職務の内容がその職員の職務の内容に相当する職員として人事委員会規則で定める職員

第11条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号」を「次項第2号から第5号」に、「以下「扶養親族たる配偶者、」を「第3項において「扶養親族たる」に改め、「(以下「行政9級以上職員等」という。))」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万3,000円、扶養親族たる」に改め、「(以下「行政8級職員等」という。))及び「前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第12条を削る。

第12条の2の前の見出しを削り、同条を第12条とし、同条の前に見出しとして「(地域手当)」を付し、第12条の3を第12条の2とする。

第12条の4第1項中「第12条の2第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第12条の3とする。

第12条の5第1項本文中「第12条の2第1項」を「第12条第1項」に、「2年」を「3年」に、「改定された」を「変更された」に、「改定後」を「変更後」に改め、同項ただし書中「2年」を「3年」に改め、同項第1号中「改定された」を「割合の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた」に、「次号」を「次号及び第3号」に改め、同項に次の1項を加える。

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

第12条の5第2項本文中「第12条の2第1項」を「第12条第1項」に、「2年」を「3年」に改め、同項ただし書中「2年」を「3年」に改め、同項第1号中「次号」の右に「及び第3号」を加え、同項に次の1項を加える。

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) みなし特例支給割合に100分の60を乗じて得た割合

第12条の5を第12条の4とする。

第12条の6第1項第2号中「配偶者」の右に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))」を加え、同条を第12条の5とする。

第13条第3項を削り、同条第4項中「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「前2項」を「前項」に改め、同項第1号中「に係る」を「の利用に係る特別料金等に係る」に、「相当する額。」を「相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。))」に改め、ただし書並びにア及びイを削り、同項第2号中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第16条の2第1項中「に勤務した」を「に勤務をした」に改め、同条第2項中「管理職員が」を「管理職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が」に、「休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に、「間で」

を「間（週休日等に含まれる時間を除く。）で」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「額と」を「額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にあつては第1号ア又は第2号アに定める額に100分の150を乗じて得た額）」とに改め、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額

ア 管理職員 6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

イ 指定職給料表の適用を受ける職員 アの人事委員会規則で定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額

第22条の5第1項中「第12条、第12条の6」を「第12条の5」に改め、同条第4項中「、第12条、第12条の3から第12条の6まで、第14条の2から第14条の5まで」を削り、同条第5項中「第12条、第12条の3から第12条の6」を「第12条の2から第12条の5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
定年 前再 任用 時 短 時 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	185,900	232,900	268,700	302,600	325,400	359,800	413,500	464,200	516,700	557,900
	2	187,000	234,500	269,700	304,100	327,200	361,500	415,500	469,700	523,700	565,200
	3	188,200	236,000	270,700	305,700	329,100	363,100	417,400	474,800	529,000	571,300
	4	189,300	237,500	271,700	307,100	330,800	364,700	419,200	479,600	533,400	576,400
	5	190,400	239,000	272,800	308,500	332,500	366,300	421,000	483,600	536,900	580,400
	6	192,100	240,500	273,800	309,600	334,200	368,200	422,900	487,200	540,200	583,500
	7	193,800	242,100	274,800	310,600	336,000	369,700	424,700	490,200	543,300	586,000
	8	195,400	243,600	275,800	311,800	337,700	371,300	426,500	492,700	545,800	588,000
	9	197,000	245,100	276,800	313,100	339,300	372,700	428,100	494,800	547,800	
	10	198,700	246,500	277,800	314,700	341,000	374,300	429,600			
	11	200,300	247,900	278,800	316,300	342,700	376,000	431,200			
	12	202,000	249,400	279,900	317,900	344,400	377,500	432,700			
	13	203,600	250,600	281,000	319,400	345,900	379,400	434,200			
	14	205,300	251,800	282,300	321,100	347,500	381,300	435,500			
	15	207,000	253,000	283,600	322,700	349,100	383,300	436,800			
	16	208,700	254,200	284,800	324,300	350,600	385,100	438,000			
	17	210,100	255,300	286,100	325,800	352,100	386,600	439,300			
	18	211,700	256,400	287,400	327,500	353,800	388,400	440,600			
	19	213,300	257,600	288,700	329,200	355,400	390,100	441,900			
	20	214,800	258,700	289,900	330,800	357,000	391,800	443,100			
	21	216,300	259,700	291,000	332,200	358,200	393,500	444,300			
	22	218,000	260,700	292,200	333,900	359,800	394,900	445,100			
	23	219,600	261,700	293,500	335,600	361,300	396,300	445,900			
	24	221,200	262,700	294,800	337,300	362,800	397,700	446,800			
	25	222,800	263,700	296,100	338,500	364,500	399,200	447,400			
	26	224,500	264,600	297,200	340,400	366,300	400,400	448,000			
	27	225,900	265,600	298,200	342,100	368,100	401,600	448,600			
	28	227,200	266,500	299,300	343,800	369,800	402,600	449,200			
	29	228,500	267,300	300,400	345,300	371,200	403,700	449,900			
	30	229,600	268,100	301,600	346,900	372,500	404,900	450,700			
	31	230,700	268,900	302,700	348,500	373,700	406,000	451,100			
	32	231,800	269,700	303,900	350,100	375,100	407,200	451,800			
	33	232,900	270,400	305,200	351,900	376,300	407,900	452,300			
	34	234,100	271,200	306,500	353,700	377,200	408,600	452,700			
	35	235,200	272,000	307,800	355,500	378,200	409,300	453,100			
	36	236,300	272,800	309,100	357,300	379,300	410,000	453,500			
	37	237,400	273,500	310,400	358,800	380,100	410,600	453,900			
	38	238,400	274,300	311,700	360,300	381,000	411,200	454,400			
	39	239,400	275,100	313,100	361,700	381,900	411,700	454,800			
	40	240,300	275,800	314,400	363,100	382,700	412,100	455,100			
	41	241,300	276,500	315,700	364,600	383,600	412,500	455,400			

42	242,200	277,300	317,000	365,400	384,400	412,700	455,800
43	243,000	278,100	318,300	366,400	385,200	413,000	456,100
44	243,800	278,800	319,400	367,500	385,900	413,300	456,400
45	244,500	279,500	320,400	368,400	386,600	413,600	456,700
46	245,100	280,200	321,700	369,500	387,300	413,900	
47	245,700	281,000	323,000	370,400	388,000	414,200	
48	246,300	281,700	324,300	371,400	388,700	414,500	
49	246,900	282,400	325,500	372,300	389,200	414,700	
50	247,500	283,100	326,800	373,000	389,800	415,100	
51	248,100	283,800	328,100	373,700	390,400	415,400	
52	248,600	284,500	329,300	374,300	391,200	415,700	
53	249,200	285,100	330,600	374,700	391,600	415,900	
54	249,600	285,800	331,700	375,400	392,200	416,200	
55	249,900	286,400	332,800	376,100	392,800	416,500	
56	250,200	287,100	333,900	376,800	393,300	416,800	
57	250,500	287,700	334,600	377,100	393,700	417,000	
58	250,800	288,500	335,500	377,800	394,300	417,300	
59	251,100	289,100	336,300	378,500	394,900	417,600	
60	251,400	289,800	337,100	379,100	395,400	417,800	
61	251,700	290,400	337,900	379,400	395,800	418,000	
62	252,000	291,100	338,300	379,900	396,300	418,300	
63	252,300	291,700	338,900	380,500	396,800	418,600	
64	252,600	292,200	339,600	381,100	397,400	418,800	
65	252,900	292,700	340,400	381,400	397,700	419,000	
66	253,200	293,300	341,100	382,000	398,100	419,300	
67	253,500	293,800	341,800	382,700	398,500	419,600	
68	253,800	294,400	342,400	383,400	398,900	419,800	
69	254,100	294,900	342,900	383,800	399,300	420,000	
70	254,400	295,400	343,500	384,300	399,600	420,300	
71	254,700	296,000	344,100	384,900	399,900	420,600	
72	255,000	296,700	344,700	385,400	400,100	420,800	
73	255,300	297,200	345,000	385,900	400,300	421,000	
74	255,600	297,700	345,500	386,500	400,600		
75	255,900	298,100	345,900	387,000	400,900		
76	256,200	298,400	346,300	387,300	401,100		
77	256,500	298,600	346,700	387,700	401,300		
78	256,900	298,900	347,200	388,200	401,600		
79	257,200	299,100	347,700	388,600	401,900		
80	257,500	299,400	348,200	389,000	402,100		
81	257,800	299,600	348,500	389,400	402,300		
82	258,100	299,800	348,900	389,900	402,600		
83	258,400	300,100	349,300	390,300	402,900		
84	258,700	300,300	349,700	390,700	403,100		
85	259,000	300,600	350,000	391,000	403,300		
86	259,300	300,900	350,400	391,600			
87	259,600	301,200	350,800	392,000			
88	259,900	301,500	351,200	392,400			
89	260,200	301,800	351,400	392,700			
90	260,500	302,100	351,900	393,200			
91	260,800	302,400	352,300	393,600			
92	261,100	302,800	352,700	394,000			
93	261,400	303,000	352,900	394,300			
94		303,200	353,300				
95		303,500	353,700				
96		303,900	354,000				
97		304,100	354,300				
98		304,500	354,700				
99		304,900	355,100				
100		305,300	355,500				
101		305,500	356,000				
102		305,800	356,400				
103		306,100	356,800				
104		306,400	357,200				
105		306,600	357,700				
106		306,900	358,100				
107		307,200	358,400				
108		307,500	358,700				

	109		307,700	359,200							
	110		308,100								
	111		308,500								
	112		308,800								
	113		309,000								
	114		309,200								
	115		309,500								
	116		309,900								
	117		310,100								
	118		310,300								
	119		310,600								
	120		310,900								
	121		311,300								
	122		311,500								
	123		311,800								
	124		312,200								
	125		312,500								
定年 前再 用時 間勤 務員		基準給料 月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		194,500	222,300	263,400	283,300	298,700	324,700	367,300	401,300	453,700	535,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年 前再 用時 間勤 務員 以 外 の 職 員	1	214,300	235,600	258,800	299,200	336,200	357,800	389,000	425,700	472,000
	2	216,700	237,800	260,800	300,200	337,700	359,600	390,700	427,300	478,300
	3	219,200	240,000	263,000	301,200	339,200	361,300	392,500	428,900	483,300
	4	221,600	242,300	265,300	302,100	340,700	362,900	394,200	430,400	487,700
	5	224,000	244,500	267,400	302,700	342,200	364,500	395,700	432,000	491,700
	6	226,500	246,500	268,700	303,400	343,600	366,200	397,300	433,600	495,300
	7	228,900	248,500	270,000	304,100	345,000	367,900	398,900	435,000	498,300
	8	231,100	250,400	271,300	304,900	346,300	369,500	400,600	436,400	500,800
	9	233,400	252,200	272,700	305,600	347,600	371,100	402,200	437,500	503,100
	10	235,500	253,900	274,000	306,300	349,200	372,700	403,800	439,000	
	11	237,600	255,600	275,300	307,000	350,800	374,300	405,400	440,500	
	12	239,600	257,100	276,600	307,600	352,500	376,000	407,100	442,000	
	13	241,700	258,500	277,900	308,300	354,000	377,600	408,600	443,300	
	14	243,700	260,300	279,100	309,100	355,600	379,200	410,600	445,000	
	15	245,700	261,700	280,200	309,800	357,200	380,800	412,600	446,700	
	16	247,300	263,200	281,800	310,600	358,700	382,400	414,600	448,300	
	17	249,000	264,800	283,100	311,300	360,300	384,100	416,200	449,700	
	18	250,500	266,000	284,400	312,200	361,900	385,700	417,900	451,400	
	19	252,000	267,200	285,700	313,200	363,500	387,300	419,500	453,100	
	20	253,500	268,300	286,900	314,100	365,000	388,900	421,200	454,800	
	21	255,000	269,600	288,100	315,000	366,500	390,500	422,900	456,200	
	22	256,600	270,800	288,800	316,300	368,200	392,200	424,400	456,900	
	23	258,200	272,100	289,400	317,600	369,800	393,900	425,900	457,600	
	24	259,700	273,500	290,000	318,900	371,400	395,600	427,300	458,300	
	25	261,200	274,900	290,500	320,300	372,800	397,300	428,500	458,700	
	26	262,400	276,300	291,100	321,800	374,500	399,400	430,000	459,200	
	27	263,600	277,600	291,700	323,100	376,300	401,300	431,600	459,800	
	28	264,900	278,900	292,200	324,200	377,900	403,200	433,000	460,400	
	29	266,100	279,900	292,700	325,200	379,500	404,900	434,500	461,000	
	30	267,400	281,300	293,300	326,400	381,100	406,300	435,800	461,700	
	31	268,700	282,600	293,800	327,600	382,700	407,600	437,000	462,300	

32	270,000	283,800	294,300	328,800	384,500	408,900	438,200	462,800
33	271,300	285,000	294,800	329,900	386,200	409,900	439,300	463,300
34	272,900	285,600	295,400	331,100	388,200	411,000	440,000	463,600
35	274,200	286,200	295,900	332,300	390,200	412,000	440,800	463,900
36	275,600	286,800	296,500	333,400	392,300	413,000	441,500	464,300
37	276,600	287,300	297,000	334,500	394,000	414,100	442,000	464,700
38	277,900	287,900	297,600	335,700	395,700	415,400	442,400	464,900
39	279,200	288,600	298,200	337,000	397,200	416,500	442,800	465,200
40	280,400	289,200	298,800	338,200	398,700	417,600	443,100	465,400
41	281,700	289,700	299,500	339,400	400,000	418,800	443,400	465,800
42	282,300	290,300	300,200	340,600	401,000	419,600	443,700	466,000
43	282,900	290,900	300,900	341,800	402,000	420,400	444,000	466,200
44	283,500	291,400	301,600	343,000	403,000	421,000	444,300	466,400
45	283,900	291,900	302,200	344,300	404,100	421,500	444,500	466,800
46	284,500	292,400	303,100	345,600	405,200	422,200	444,800	
47	285,000	292,900	303,900	346,800	406,300	423,000	445,100	
48	285,500	293,400	304,800	348,000	407,500	423,600	445,400	
49	286,000	294,000	305,600	349,200	408,800	424,300	445,700	
50	286,600	294,500	306,700	350,600	409,600	424,700	446,000	
51	287,100	295,100	307,800	352,000	410,400	425,300	446,300	
52	287,600	295,700	308,800	353,300	411,000	425,900	446,700	
53	288,100	296,400	309,800	354,200	411,500	426,300	446,900	
54	288,800	297,100	310,900	355,500	412,200	426,700	447,200	
55	289,300	297,800	311,900	356,700	412,900	427,200	447,500	
56	289,800	298,500	313,100	357,900	413,600	427,700	447,800	
57	290,300	299,100	314,100	359,100	413,900	428,200	448,000	
58	290,800	300,000	315,200	360,600	414,600	428,800	448,300	
59	291,300	300,800	316,300	362,000	415,400	429,200	448,600	
60	291,800	301,600	317,400	363,400	415,900	429,600	448,800	
61	292,300	302,400	318,400	364,700	416,300	430,000	449,000	
62	292,800	303,300	319,500	366,200	416,700	430,300	449,300	
63	293,300	304,300	320,700	367,800	417,200	430,700	449,600	
64	293,800	305,200	321,800	369,200	417,700	431,000	449,900	
65	294,300	306,000	322,800	370,400	418,200	431,300	450,100	
66	294,800	306,900	323,900	371,800	418,600	431,600	450,400	
67	295,300	307,700	325,000	373,100	419,100	431,900	450,700	
68	295,800	308,500	326,100	374,500	419,600	432,100	451,000	
69	296,400	309,400	327,100	375,700	420,100	432,300	451,200	
70	296,900	310,300	328,400	376,900	420,600	432,600	451,500	
71	297,400	311,200	329,600	378,100	421,200	432,900	451,800	
72	297,900	312,200	330,800	379,300	421,700	433,100	452,100	
73	298,400	313,000	331,500	380,600	422,100	433,300	452,300	
74	299,000	313,900	332,800	381,800	422,800	433,600		
75	299,600	314,800	334,100	383,000	423,300	433,900		
76	300,100	315,600	335,400	384,200	423,500	434,100		
77	300,600	316,300	336,800	385,300	423,800	434,300		
78	301,200	317,200	338,200	386,500	424,300	434,600		
79	301,800	318,100	339,600	387,600	424,600	434,900		
80	302,400	319,100	341,000	388,800	424,900	435,100		
81	303,000	320,100	342,300	389,900	425,200	435,300		
82	303,700	321,200	344,000	390,500	425,600	435,600		
83	304,500	322,200	345,500	391,000	426,000	435,900		
84	305,100	323,200	347,000	391,600	426,400	436,100		
85	305,700	324,100	348,400	392,200	426,700	436,300		
86	306,400	325,100	349,900	392,800	427,100			
87	307,100	326,100	351,400	393,400	427,500			
88	307,800	327,100	352,900	394,000	427,900			
89	308,500	328,200	354,200	394,300	428,200			
90	309,300	329,500	355,400	394,800	428,600			
91	310,100	330,700	356,600	395,300	429,000			
92	310,800	331,900	357,900	395,800	429,400			

	93	311,300	333,100	359,200	396,200	429,700				
	94	312,300	334,400	360,800	396,600	430,100				
	95	313,200	335,600	362,300	397,100	430,500				
	96	314,000	336,900	363,700	397,600	431,000				
	97	314,800	338,100	365,000	398,000	431,300				
	98	315,800	339,400	366,200	398,500					
	99	316,700	340,600	367,300	399,100					
	100	317,600	341,800	368,600	399,600					
	101	318,500	343,200	369,700	399,900					
	102	319,500	344,200	370,800	400,300					
	103	320,600	345,200	371,900	400,800					
	104	321,500	346,300	373,000	401,100					
	105	322,300	347,400	374,200	401,400					
	106	322,900	348,500	374,700	401,900					
	107	323,500	349,500	375,400	402,400					
	108	324,100	350,500	376,000	402,900					
	109	324,600	351,800	376,600	403,200					
	110	325,100	352,800	377,100	403,700					
	111	325,500	353,800	377,500	404,200					
	112	326,000	354,700	378,000	404,700					
	113	326,800	355,600	378,400	405,000					
	114	327,500	356,500	378,800	405,500					
	115	328,300	357,500	379,300	406,000					
	116	328,900	358,500	379,800	406,500					
	117	329,500	359,600	380,200	407,000					
	118	330,200	360,000	380,700	407,500					
	119	330,900	360,600	381,300	407,900					
	120	331,700	361,200	381,800	408,400					
	121	332,300	361,500	382,000	408,800					
	122	332,600	361,900	382,500	409,300					
	123	333,100	362,300	383,000	409,700					
	124	333,600	362,700	383,500	410,200					
	125	333,900	363,100	384,000	410,600					
	126		363,500	384,500	411,100					
	127		363,900	385,000	411,500					
	128		364,300	385,500	412,000					
	129		364,700	385,800	412,400					
	130		365,100	386,300	412,900					
	131		365,500	386,800	413,300					
	132		365,900	387,300	413,800					
	133		366,100	387,600	414,200					
	134		366,600	388,100						
	135		367,000	388,500						
	136		367,300	388,900						
	137		367,700	389,200						
	138		368,100	389,700						
	139		368,600	390,200						
	140		369,100	390,700						
	141		369,400	391,000						
	142		369,900							
	143		370,400							
	144		370,900							
	145		371,200							
定年 再任用 短時間 勤務員		基準給料 月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		249,400	261,300	265,600	297,600	314,600	329,100	353,100	389,100	421,500

備考 この表は、警察に勤務する職員のうちで警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある警察官に適用する。

別表第3イ及びウを次のように改める。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 員		円	円	円	円	円
	1	202,500	249,500	323,800	381,600	457,700
	2	204,800	251,000	325,600	383,100	459,500
	3	207,100	252,400	327,400	384,600	461,300
	4	209,300	253,800	329,200	386,000	463,200
	5	211,600	255,200	330,800	387,400	464,800
	6	213,900	256,400	332,700	388,900	466,500
	7	216,100	257,700	334,600	390,400	468,400
	8	218,400	258,900	336,600	391,900	470,200
	9	220,600	260,300	338,400	393,200	471,900
	10	222,800	261,500	340,400	394,700	473,500
	11	225,000	262,800	342,200	396,200	475,000
	12	227,300	264,100	344,100	397,700	476,500
	13	229,500	265,500	345,800	399,200	478,100
	14	231,600	267,400	347,500	400,700	479,400
	15	233,800	269,200	349,100	402,200	480,700
	16	235,900	271,000	350,700	403,700	482,000
	17	238,000	272,800	352,400	405,100	483,200
	18	239,800	275,000	353,700	406,700	483,900
	19	241,600	277,200	354,900	408,400	484,600
	20	243,300	279,400	356,100	409,900	485,300
	21	245,000	281,700	357,400	411,100	486,000
	22	246,300	283,900	359,000	412,500	486,700
	23	247,600	286,100	360,700	413,900	487,400
	24	249,000	288,200	362,200	415,300	488,100
	25	250,200	290,300	363,700	416,900	488,700
	26	251,400	292,200	365,300	418,300	489,400
	27	252,600	294,100	366,900	419,600	490,100
	28	253,800	295,900	368,500	421,000	490,800
	29	254,900	297,800	370,000	422,400	491,400
	30	256,100	299,700	371,600	423,800	492,100
	31	257,400	301,500	373,200	425,300	492,800
	32	258,600	303,200	374,700	426,800	493,500
	33	259,700	305,000	376,300	428,400	494,200
	34	261,000	306,800	377,900	429,800	
	35	262,300	308,500	379,500	431,500	
	36	263,600	310,100	381,000	433,000	
	37	265,100	311,700	382,500	434,700	
	38	266,500	313,500	384,100	436,200	
	39	267,800	315,300	385,600	437,800	
	40	269,100	317,000	387,000	439,500	
	41	270,400	318,300	388,400	441,000	
	42	271,400	320,300	389,900	442,500	
	43	272,400	322,100	391,400	443,700	
	44	273,400	323,800	392,800	444,900	
	45	274,100	325,500	394,300	446,100	
	46	274,900	327,400	395,900	447,500	
	47	275,700	329,200	397,500	448,700	
	48	276,500	330,900	398,900	449,900	
	49	277,300	332,600	400,200	451,000	
50	278,100	334,400	401,600	452,200		

51	278,800	336,300	403,000	453,400
52	279,600	338,000	404,300	454,700
53	280,400	339,700	405,500	455,900
54	281,300	341,000	406,700	457,100
55	282,100	342,300	408,100	458,300
56	282,900	343,600	409,400	459,500
57	283,600	345,200	410,700	460,600
58	284,200	346,800	412,000	461,200
59	285,000	348,300	413,400	461,700
60	285,900	349,900	414,600	462,300
61	286,700	351,400	415,900	462,800
62	287,300	353,100	417,300	463,400
63	288,100	354,700	418,700	463,900
64	288,900	356,200	420,000	464,400
65	289,900	357,700	421,200	464,900
66	290,700	359,300	422,400	465,500
67	291,500	361,000	423,800	466,000
68	292,200	362,500	425,200	466,500
69	292,900	364,000	426,500	467,000
70	293,700	365,600	427,700	467,600
71	294,500	367,200	428,700	468,100
72	295,200	368,800	429,900	468,600
73	295,900	370,300	431,200	469,100
74	296,700	371,900	432,300	
75	297,400	373,500	433,500	
76	298,000	375,000	434,500	
77	298,600	376,600	435,600	
78	299,300	378,000	436,600	
79	300,000	379,400	437,600	
80	300,600	380,700	438,700	
81	301,200	382,000	439,600	
82	301,900	383,500	440,400	
83	302,600	384,900	441,200	
84	303,300	386,200	442,000	
85	304,000	387,300	442,700	
86	304,900	388,700	443,100	
87	305,600	390,000	443,500	
88	306,300	391,400	443,900	
89	307,000	392,600	444,300	
90	307,900	393,900	444,600	
91	308,700	395,000	444,900	
92	309,500	396,200	445,100	
93	310,000	397,400	445,400	
94	310,800	398,500	445,700	
95	311,600	399,800	446,000	
96	312,500	401,000	446,200	
97	313,200	402,400	446,500	
98	314,000	403,400	446,800	
99	314,800	404,400	447,100	
100	315,500	405,400	447,300	
101	316,300	406,300	447,500	
102	317,200	407,400	447,800	
103	318,100	408,500	448,100	
104	318,900	409,600	448,300	
105	319,500	410,300	448,500	
106	320,400	411,200		
107	321,200	412,100		
108	322,000	413,000		

	109	322,700	413,800			
	110	323,100	414,600			
	111	323,500	415,500			
	112	324,000	416,300			
	113	324,500	416,900			
	114	324,900	417,600			
	115	325,400	418,300			
	116	325,800	419,000			
	117	326,300	419,600			
	118	326,800	420,100			
	119	327,200	420,500			
	120	327,700	420,800			
	121	328,300	421,100			
	122	328,700	421,400			
	123	329,200	421,700			
	124	329,700	421,900			
	125	330,300	422,100			
	126	330,600	422,400			
	127	330,900	422,800			
	128	331,200	423,000			
	129	331,400	423,200			
	130	331,700	423,500			
	131	332,000	423,800			
	132	332,200	424,000			
	133	332,400	424,200			
	134	332,600	424,500			
	135	332,800	424,800			
	136	333,100	425,000			
	137	333,400	425,200			
	138	333,600	425,500			
	139	333,900	425,800			
	140	334,200	426,000			
	141	334,400	426,200			
	142	334,600	426,500			
	143	334,900	426,800			
	144	335,100	427,000			
	145	335,400	427,200			
	146	335,600				
	147	336,000				
	148	336,300				
	149	336,500				
	150	336,700				
	151	337,000				
	152	337,300				
	153	337,500				
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		241,600	282,700	312,200	340,900	427,300

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、  
 栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適  
 用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額  
 は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する  
 特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額）をそれぞれ加算  
 した額とする。

ウ 教育職給料表(3)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 再 用 任 短 時 勤 務 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	202,500	223,500	323,800	353,200	441,300
	2	204,800	226,000	325,600	354,700	442,600
	3	207,100	228,400	327,400	356,200	443,800
	4	209,300	230,800	329,200	357,700	445,100
	5	211,600	233,300	330,800	359,100	446,200
	6	213,900	235,700	332,700	360,600	447,400
	7	216,100	238,100	334,600	362,000	448,600
	8	218,400	240,500	336,600	363,400	449,800
	9	220,600	243,000	338,400	364,800	451,100
	10	222,800	244,600	340,400	366,100	452,300
	11	225,000	246,200	342,200	367,500	453,300
	12	227,300	247,800	344,100	368,800	454,500
	13	229,500	249,500	345,800	370,000	455,700
	14	231,600	251,000	347,500	371,300	456,500
	15	233,800	252,400	349,100	372,500	457,300
	16	235,900	253,800	350,700	373,700	458,200
	17	238,000	255,200	352,400	374,900	459,100
	18	239,800	256,400	353,700	376,200	459,600
	19	241,600	257,700	354,900	377,400	460,100
	20	243,300	258,900	356,100	378,500	460,600
	21	245,000	260,300	357,400	379,600	461,100
	22	246,300	261,500	358,800	380,800	461,600
	23	247,600	262,800	360,300	382,000	462,100
	24	249,000	264,100	361,600	383,100	462,700
	25	250,200	265,500	362,900	384,300	463,200
	26	251,300	267,400	364,300	385,500	463,700
	27	252,400	269,200	365,700	386,700	464,200
	28	253,500	271,000	367,000	387,800	464,700
	29	254,700	272,800	368,400	388,900	465,200
	30	256,000	275,000	369,800	390,100	465,700
	31	257,300	277,200	371,100	391,400	466,200
	32	258,500	279,400	372,400	392,500	466,700
	33	259,600	281,700	373,700	393,600	467,200
	34	260,800	283,900	374,900	394,800	
	35	262,000	286,100	376,200	396,000	
	36	263,200	288,200	377,400	397,200	
	37	264,400	290,300	378,600	398,400	
	38	265,700	292,200	379,800	399,800	
	39	266,900	294,100	381,000	401,000	
	40	268,100	295,900	382,200	402,200	
	41	269,300	297,800	383,400	403,400	
	42	270,400	299,700	384,600	404,700	
	43	271,500	301,500	385,800	405,700	
	44	272,700	303,200	387,000	406,800	
	45	273,700	305,000	388,100	408,100	
	46	274,500	306,800	389,400	409,300	
	47	275,300	308,500	390,700	410,500	
	48	276,100	310,100	392,000	411,700	
	49	276,800	311,700	392,900	412,800	
	50	277,600	313,500	394,100	413,800	
	51	278,300	315,300	395,100	415,200	
52	279,000	317,000	396,200	416,400		

53	279,800	318,300	397,000	417,600
54	280,700	320,300	398,100	418,700
55	281,500	322,100	399,200	419,800
56	282,200	323,800	400,200	420,900
57	282,900	325,500	401,300	421,900
58	283,700	327,400	402,300	423,200
59	284,500	329,200	403,400	424,400
60	285,200	330,900	404,500	425,600
61	285,800	332,600	405,500	426,200
62	286,500	334,400	406,600	427,000
63	287,200	336,300	407,800	427,700
64	287,800	338,000	408,800	428,200
65	288,600	339,700	409,700	428,500
66	289,300	341,000	410,600	428,800
67	290,000	342,300	411,600	429,200
68	290,700	343,600	412,600	429,600
69	291,400	345,200	413,400	429,900
70	292,200	346,700	414,200	430,300
71	292,900	348,200	415,000	430,700
72	293,600	349,700	415,800	431,000
73	294,100	351,100	416,500	431,300
74	294,800	352,700	417,100	431,700
75	295,500	354,200	417,800	432,000
76	296,100	355,700	418,500	432,300
77	296,800	357,100	419,100	432,600
78	297,500	358,600	419,800	432,900
79	298,100	360,200	420,300	433,200
80	298,700	361,700	420,900	433,400
81	299,300	363,100	421,300	433,600
82	299,900	364,400	421,700	433,900
83	300,500	365,700	422,000	434,200
84	301,100	366,900	422,300	434,400
85	301,600	368,200	422,500	434,600
86	302,100	369,400	422,900	434,900
87	302,600	370,600	423,200	435,200
88	303,100	371,700	423,400	435,400
89	303,500	372,800	423,600	435,600
90	304,100	373,900	423,900	435,900
91	304,700	375,000	424,200	436,200
92	305,200	376,200	424,400	436,400
93	305,500	377,300	424,600	436,600
94	306,000	378,500	424,900	
95	306,500	379,600	425,200	
96	306,900	380,700	425,400	
97	307,300	381,700	425,600	
98	307,800	382,700	425,900	
99	308,300	383,700	426,200	
100	308,700	384,600	426,400	
101	309,100	385,400	426,600	
102	309,500	386,400	426,900	
103	309,900	387,300	427,200	
104	310,200	388,200	427,400	
105	310,400	389,000	427,600	
106	310,700	389,900		
107	311,000	390,800		
108	311,200	391,800		
109	311,400	392,600		
110	311,600	393,600		

	111	311,900	394,500			
	112	312,300	395,400			
	113	312,500	396,000			
	114	312,700	396,900			
	115	312,900	397,800			
	116	313,200	398,700			
	117	313,500	399,600			
	118	313,700	400,300			
	119	314,000	401,100			
	120	314,300	401,900			
	121	314,500	402,500			
	122	314,700	403,200			
	123	314,900	403,900			
	124	315,200	404,500			
	125	315,500	405,100			
	126		405,800			
	127		406,300			
	128		407,000			
	129		407,600			
	130		408,200			
	131		408,700			
	132		409,200			
	133		409,500			
	134		409,800			
	135		410,100			
	136		410,400			
	137		410,700			
	138		411,000			
	139		411,300			
	140		411,600			
	141		411,900			
	142		412,200			
	143		412,500			
	144		412,800			
	145		413,000			
	146		413,300			
	147		413,600			
	148		413,800			
	149		414,000			
	150		414,300			
	151		414,600			
	152		414,900			
	153		415,100			
	154		415,400			
	155		415,700			
	156		415,900			
	157		416,100			
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		232,600	279,500	307,300	334,200	417,200

備考 1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額  
は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する

特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4(第4条関係)

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 再 用 前 任 短 時 間 勤 務 員 以 外 の 職 員	1	円 291,400	円 400,300	円 455,100	円 549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	

45	397,000	470,100	524,800	
46	397,600	471,100	525,600	
47	398,200	472,000	526,400	
48	398,800	472,800	527,100	
49	399,400	473,500	527,900	
50	399,900	474,200	528,700	
51	400,400	474,900	529,400	
52	400,900	475,500	530,300	
53	401,400	476,200	531,200	
54	401,800	476,900	532,000	
55	402,200	477,500	532,900	
56	402,600	478,100	533,800	
57	403,000	478,400	534,600	
58	403,400	479,000	535,500	
59	403,800	479,700	536,400	
60	404,200	480,400	537,100	
61	404,600	480,800	537,900	
62	405,000	481,400	538,800	
63	405,400	482,100	539,700	
64	405,800	482,800	540,600	
65	406,100	483,200	541,400	
66		483,800	542,300	
67		484,400	543,200	
68		484,900	544,100	
69		485,400	544,900	
70		485,900	545,800	
71		486,400	546,700	
72		486,900	547,600	
73		487,300	548,400	
74		487,800		
75		488,200		
76		488,700		
77		489,200		
78		489,800		
79		490,400		
80		490,800		
81		491,300		
82		491,900		
83		492,500		
84		493,000		
85		493,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	191,000	230,300	266,400	285,400	319,000	365,300	420,300
	2	193,100	231,600	267,200	286,200	320,500	367,000	422,200
	3	195,300	232,900	268,000	287,000	321,900	368,700	424,200
	4	197,400	234,300	268,800	287,700	323,300	370,300	426,000
	5	199,400	235,500	269,600	288,500	324,700	371,900	427,800
	6	201,400	236,600	270,400	289,200	326,300	373,500	429,400
	7	203,500	237,600	271,200	289,900	327,800	375,100	431,100
	8	205,300	238,600	272,000	290,700	329,400	376,800	432,600
	9	207,100	239,700	272,900	291,500	330,900	378,400	434,100
	10	209,000	240,900	273,700	292,300	332,500	380,400	435,400
	11	211,000	242,300	274,500	293,100	334,000	382,400	436,700
	12	213,100	243,600	275,300	293,800	335,500	384,500	438,000
	13	214,800	244,900	276,100	294,500	337,100	385,900	439,400
	14	216,800	246,200	276,900	295,600	338,700	387,600	440,600
	15	219,100	247,500	277,700	296,800	340,200	389,300	441,800
	16	221,200	248,700	278,500	298,000	341,700	391,000	442,900
	17	223,300	250,000	279,300	299,200	343,200	392,800	444,100
	18	224,400	251,200	280,100	300,400	344,900	394,300	445,200
	19	225,600	252,400	281,000	301,600	346,500	395,800	446,500
	20	226,700	253,600	281,800	302,800	348,000	397,300	447,700
	21	227,800	254,700	282,600	304,000	349,300	398,600	448,800
	22	228,700	255,600	283,500	305,300	350,800	400,000	449,600
	23	229,600	256,400	284,400	306,500	352,400	401,300	450,000
	24	230,500	257,300	285,200	307,700	353,900	402,400	450,700
	25	231,400	258,100	286,000	308,900	355,400	403,500	451,200
	26	232,300	258,900	286,900	310,100	356,900	404,600	451,600
	27	233,300	259,700	287,800	311,200	358,400	405,700	452,000
	28	234,200	260,500	288,700	312,500	359,900	406,800	452,400
	29	235,100	261,300	289,500	313,800	361,300	407,700	452,800
	30	236,000	262,100	290,600	315,000	362,900	408,500	453,200
	31	236,900	262,900	291,600	316,200	364,400	409,300	453,600
	32	237,800	263,700	292,600	317,400	365,900	410,100	453,900
	33	238,600	264,500	293,600	318,600	367,100	410,500	454,200
	34	239,400	265,400	294,700	319,700	368,300	411,100	454,700
	35	240,200	266,100	295,700	321,000	369,500	411,600	455,000
	36	241,100	266,900	296,800	322,200	370,600	412,000	455,300
	37	241,900	267,800	297,800	323,400	371,600	412,400	455,600
	38	242,700	268,600	298,800	324,700	372,400	412,600	456,000
	39	243,500	269,400	299,800	326,000	373,400	412,900	456,300
	40	244,300	270,200	300,800	327,200	374,500	413,200	456,600
	41	244,900	271,000	301,800	328,200	375,600	413,500	456,900
	42	245,500	271,800	303,000	329,400	376,600	413,800	457,300
	43	246,100	272,700	304,100	330,600	377,600	414,100	457,600
	44	246,600	273,500	305,300	331,800	378,500	414,400	457,900
	45	247,100	274,200	306,400	332,900	379,300	414,600	458,200
	46	247,700	275,000	307,500	333,900	380,100	415,000	
	47	248,200	275,800	308,600	334,900	381,000	415,300	
	48	248,600	276,600	309,700	335,900	381,800	415,600	
	49	249,100	277,300	310,800	336,800	382,300	415,800	
	50	249,600	278,100	311,900	337,800	383,100	416,100	
	51	250,100	278,800	313,100	338,800	384,000	416,400	
	52	250,600	279,500	314,200	339,700	384,800	416,700	
53	250,900	280,200	315,200	340,200	385,200	416,900		

54	251,200	281,000	316,200	341,100	385,900	417,200
55	251,500	281,700	317,200	341,800	386,600	417,500
56	251,800	282,400	318,200	342,700	387,200	417,800
57	252,100	283,100	319,200	343,400	387,600	418,000
58	252,400	283,800	320,300	343,800	388,100	
59	252,700	284,500	321,300	344,300	388,700	
60	253,000	285,100	322,200	344,900	389,300	
61	253,300	285,700	323,100	345,500	389,700	
62	253,600	286,400	323,900	346,200	390,200	
63	253,900	287,100	324,600	346,900	390,700	
64	254,200	287,700	325,300	347,500	391,300	
65	254,500	288,300	325,900	348,200	391,900	
66	254,800	289,100	326,600	348,700	392,400	
67	255,100	289,800	327,200	349,300	393,000	
68	255,400	290,400	327,800	349,900	393,600	
69	255,700	291,000	328,500	350,200	394,100	
70	256,000	291,700	328,700	350,800	394,600	
71	256,300	292,400	329,200	351,300	395,100	
72	256,500	293,000	329,700	351,900	395,600	
73	256,700	293,600	330,300	352,400	395,900	
74	257,100	294,100	330,800	352,900	396,400	
75	257,400	294,500	331,300	353,400	396,800	
76	257,600	294,900	331,700	353,800	397,200	
77	257,800	295,300	332,300	354,100	397,600	
78	258,100	295,600	332,800	354,400	398,100	
79	258,400	295,900	333,200	354,600	398,500	
80	258,600	296,200	333,700	354,900	398,900	
81	258,800	296,600	334,200	355,400	399,400	
82	259,100	296,900	334,600	355,700	399,900	
83	259,400	297,200	334,800	356,000	400,300	
84	259,600	297,500	335,100	356,300	400,700	
85	259,800	297,700	335,500	356,700	401,100	
86		297,900	336,000	357,000	401,600	
87		298,100	336,300	357,300	402,000	
88		298,300	336,600	357,600	402,400	
89		298,700	336,900	358,000	402,800	
90		298,900	337,100	358,300		
91		299,100	337,500	358,600		
92		299,300	337,800	358,900		
93		299,700	338,000	359,200		
94		299,900	338,300	359,700		
95		300,100	338,600	360,100		
96		300,400	338,900	360,500		
97		300,700	339,100	361,000		
98		300,900	339,400	361,400		
99		301,100	339,700	361,800		
100		301,400	339,900	362,200		
101		301,700	340,100	362,700		
102		301,900	340,300			
103		302,100	340,700			
104		302,400	340,900			
105		302,700	341,100			
106			341,500			
107			341,900			
108			342,300			
109			342,500			

定年 再任用 短時間 勤務員	基準給料 月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	195,500	222,400	251,300	265,100	291,000	332,600	375,800

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 再任用 短時間 勤務員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	210,400	243,700	285,400	299,000	323,400	366,600
	2	212,300	245,900	285,900	299,600	324,400	368,400
	3	214,100	248,100	286,400	300,200	325,400	370,100
	4	215,800	250,400	286,900	300,700	326,400	371,800
	5	217,600	252,600	287,400	301,200	327,400	373,600
	6	219,500	253,600	287,900	301,800	328,700	375,700
	7	221,300	254,500	288,500	302,400	329,900	377,700
	8	223,000	255,400	289,000	302,900	331,100	379,700
	9	224,700	256,300	289,500	303,400	332,200	381,400
	10	226,800	257,600	290,000	304,000	333,400	383,600
	11	228,700	258,700	290,500	304,700	334,500	385,700
	12	230,600	259,600	291,000	305,200	335,600	387,700
	13	232,500	260,400	291,500	305,700	336,800	389,600
	14	234,600	261,100	292,000	306,400	338,000	391,300
	15	236,600	261,800	292,500	307,100	339,100	393,100
	16	238,600	262,700	293,000	307,800	340,200	394,900
	17	240,600	263,800	293,500	308,500	341,300	396,600
	18	242,700	265,000	294,000	309,400	342,500	398,300
	19	244,800	266,100	294,500	310,300	343,600	400,300
	20	246,800	267,200	295,000	311,200	344,800	402,000
	21	248,700	268,300	295,500	312,000	345,900	403,700
	22	250,000	269,400	296,000	313,000	347,100	405,400
	23	251,200	270,500	296,600	313,900	348,200	407,300
	24	252,300	271,600	297,100	314,800	349,300	409,000
	25	253,400	272,700	297,600	315,600	350,400	410,600
	26	254,300	273,800	298,200	316,500	351,800	412,300
	27	255,200	274,900	299,000	317,400	353,100	414,100
	28	256,100	275,900	299,800	318,300	354,400	416,000
	29	257,000	276,900	300,500	319,100	355,600	417,500
	30	257,800	277,600	301,300	320,300	357,100	419,000
	31	258,500	278,300	302,100	321,400	358,600	420,500
	32	259,200	279,000	302,900	322,500	360,200	421,800
	33	260,000	279,700	303,600	323,600	361,400	423,000
	34	260,800	280,300	304,500	324,700	362,900	424,100
	35	261,600	280,900	305,300	325,800	364,300	425,200
	36	262,300	281,400	306,000	326,900	365,700	426,400
	37	263,000	281,900	306,800	328,100	367,100	427,700
	38	263,900	282,500	307,600	329,300	368,200	428,800
	39	264,900	283,000	308,400	330,400	369,600	430,000
	40	265,700	283,500	309,200	331,500	370,900	431,200
	41	266,500	283,900	309,900	332,300	372,200	432,400
	42	267,400	284,400	310,900	333,400	373,600	433,400
	43	268,200	284,900	311,900	334,500	374,900	434,500
44	269,000	285,400	312,900	335,500	376,300	435,600	

45	269,800	285,900	313,800	336,600	377,800	436,600
46	270,500	286,400	314,800	337,600	379,000	437,100
47	271,200	286,900	315,800	338,600	380,100	437,700
48	271,800	287,400	316,700	339,600	381,300	438,100
49	272,400	287,900	317,600	340,800	382,400	438,800
50	273,000	288,500	318,600	342,100	383,400	439,300
51	273,500	289,000	319,600	343,300	384,400	439,700
52	273,900	289,500	320,700	344,600	385,300	440,200
53	274,300	290,000	321,500	345,500	385,900	440,700
54	274,800	290,500	322,500	346,700	386,700	441,100
55	275,300	291,000	323,500	347,800	387,500	441,400
56	275,700	291,500	324,400	349,100	388,300	441,700
57	276,100	292,000	325,300	350,100	389,000	442,100
58	276,500	292,800	326,300	351,000	389,700	
59	276,900	293,600	327,300	352,200	390,400	
60	277,300	294,300	328,300	353,400	391,000	
61	277,700	295,000	329,200	354,500	391,700	
62	278,100	295,900	330,400	355,700	392,300	
63	278,500	296,900	331,600	356,900	393,000	
64	278,900	297,700	332,800	357,900	393,600	
65	279,300	298,500	333,500	358,900	394,300	
66	279,700	299,400	334,600	360,000	394,800	
67	280,100	300,200	335,700	361,100	395,400	
68	280,600	301,000	336,700	362,200	395,900	
69	281,000	301,800	337,800	363,000	396,300	
70	281,500	302,700	338,500	364,100	396,900	
71	282,000	303,600	339,600	365,200	397,400	
72	282,400	304,600	340,700	366,200	397,700	
73	282,800	305,500	341,800	366,900	398,000	
74	283,400	306,400	343,000	367,800	398,500	
75	284,000	307,300	344,200	368,600	398,900	
76	284,500	308,200	345,300	369,300	399,300	
77	285,000	309,000	346,400	369,900	399,600	
78	285,600	310,000	347,500	370,400	400,100	
79	286,200	311,000	348,500	370,900	400,600	
80	286,700	311,900	349,600	371,400	401,000	
81	287,200	312,500	350,500	372,000	401,300	
82	287,700	313,400	351,500	372,500	401,700	
83	288,200	314,300	352,500	373,000	402,200	
84	288,800	315,100	353,500	373,500	402,600	
85	289,300	315,900	354,400	373,900	403,000	
86	289,800	316,900	355,200	374,300	403,400	
87	290,300	317,900	356,000	374,900	403,900	
88	290,800	318,900	356,800	375,500	404,300	
89	291,300	319,800	357,400	375,800	404,700	
90	291,800	321,000	358,000	376,300	405,100	
91	292,300	322,000	358,600	376,700	405,600	
92	292,800	323,000	359,200	377,000	406,000	
93	293,300	323,800	359,700	377,600	406,400	
94	293,900	324,500	360,100	378,100		
95	294,500	325,200	360,600	378,600		
96	295,100	325,800	361,000	379,100		
97	295,700	326,300	361,500	379,700		
98	296,200	326,600	361,900	380,200		
99	296,800	327,200	362,400	380,700		
100	297,300	327,800	362,800	381,100		
101	297,800	328,300	363,100	381,700		
102	298,300	328,900	363,600	382,200		
103	298,800	329,500	364,000	382,700		

104	299,200	330,000	364,300	383,300
105	299,600	330,400	364,700	383,900
106	300,100	330,900	365,200	384,300
107	300,600	331,400	365,700	384,800
108	300,900	331,900	366,200	385,300
109	301,100	332,300	366,700	385,900
110	301,400	332,700	367,200	
111	301,600	333,000	367,800	
112	301,900	333,300	368,200	
113	302,200	333,600	368,600	
114	302,400	334,000	369,000	
115	302,700	334,300	369,500	
116	302,900	334,600	370,000	
117	303,200	334,800	370,400	
118	303,500	335,100	370,900	
119	303,800	335,400	371,400	
120	304,100	335,600	371,900	
121	304,500	335,900	372,200	
122	304,900	336,200		
123	305,200	336,500		
124	305,500	336,800		
125	305,700	337,000		
126	305,900	337,300		
127	306,200	337,700		
128	306,600	337,900		
129	306,800	338,100		
130	307,100	338,300		
131	307,500	338,700		
132	307,900	338,900		
133	308,100	339,200		
134	308,400	339,600		
135	308,700	340,000		
136	309,000	340,400		
137	309,200	340,700		
138	309,500	341,100		
139	309,800	341,500		
140	310,100	341,900		
141	310,300	342,200		
142	310,700	342,600		
143	311,100	342,900		
144	311,400	343,300		
145	311,600	343,600		
146	311,800	344,100		
147	312,200	344,500		
148	312,600	344,900		
149	312,800	345,200		
150	313,000	345,600		
151	313,300	346,000		
152	313,600	346,400		
153	314,000	346,700		
154	314,200			
155	314,400			
156	314,700			
157	315,000			
158	315,300			
159	315,600			
160	315,900			
161	316,300			
162	316,600			

	163	316,900					
	164	317,200					
	165	317,600					
	166	317,900					
	167	318,200					
	168	318,500					
	169	318,900					
定年 前再 用時 短時 間勤 務員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
	円	円	円	円	円	円	
	242,800	263,500	270,900	281,500	298,100	336,200	

備考 この表は、病院に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 用時 短時 間勤 務員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	186,300	236,900	330,300	380,800	452,200
	2	187,400	241,300	332,300	382,200	462,300
	3	188,600	244,000	334,300	383,700	471,800
	4	189,700	246,700	336,400	385,100	481,800
	5	190,800	249,400	338,200	386,500	491,500
	6	192,900	251,000	340,200	387,900	501,400
	7	195,100	252,500	342,100	389,300	510,500
	8	197,200	254,000	344,100	390,700	518,500
	9	199,300	255,500	345,900	392,200	526,400
	10	201,300	257,700	347,500	393,700	533,600
	11	203,400	259,800	349,100	395,100	538,900
	12	205,400	261,800	350,700	396,500	543,500
	13	207,400	263,800	352,400	397,900	546,500
	14	209,300	266,200	353,400	399,500	548,500
	15	211,300	268,500	354,400	401,000	
	16	213,100	270,700	355,400	402,500	
	17	214,800	273,000	356,500	404,000	
	18	216,600	275,400	357,800	405,600	
	19	218,500	277,800	359,000	407,300	
	20	220,300	280,200	360,300	409,000	
	21	222,100	282,600	361,500	410,200	
	22	223,900	284,700	362,600	411,600	
	23	225,700	286,800	363,700	413,000	
	24	227,400	288,900	364,800	414,300	
	25	229,100	290,900	365,900	415,700	
	26	231,200	292,800	366,900	417,000	
	27	233,200	294,700	368,000	418,500	
	28	235,100	296,700	369,000	420,000	
	29	237,000	298,600	369,900	421,200	
	30	238,100	300,100	370,800	422,400	
	31	239,200	301,600	371,600	424,100	
	32	240,300	303,100	372,400	425,600	
	33	241,800	304,700	373,100	426,900	
	34	243,300	306,200	373,900	428,300	
	35	244,800	307,700	374,700	429,700	
36	246,300	309,100	375,600	431,200		

37	247,800	310,500	376,400	432,600
38	249,500	311,400	377,200	434,000
39	251,100	312,400	378,000	435,400
40	252,700	313,300	378,800	436,800
41	254,300	314,100	379,600	437,900
42	255,800	314,600	380,900	439,300
43	257,400	315,100	382,200	440,700
44	258,900	315,600	383,500	442,000
45	260,400	316,100	384,200	442,800
46	261,700	316,600	385,200	443,600
47	262,900	317,100	386,000	444,500
48	264,100	317,600	386,700	445,400
49	265,400	318,000	387,400	446,200
50	266,500	318,500	388,100	447,100
51	267,600	319,000	388,800	447,700
52	268,700	319,500	389,500	448,500
53	269,800	319,900	390,100	448,900
54	270,900	320,500	390,800	449,500
55	271,900	320,900	391,700	450,000
56	273,000	321,300	392,500	450,500
57	274,000	321,700	393,100	451,000
58	274,700	322,100	393,900	
59	275,300	322,500	394,600	
60	275,900	322,900	395,300	
61	276,500	323,300	395,900	
62	277,100	323,900	396,600	
63	277,700	324,500	397,300	
64	278,300	325,100	398,000	
65	278,900	325,600	398,700	
66	279,500	326,200	399,400	
67	280,100	326,800	400,000	
68	280,800	327,400	400,700	
69	281,400	328,000	401,400	
70	282,100	328,600	401,900	
71	282,800	329,200	402,500	
72	283,500	329,800	403,100	
73	284,100	330,300	403,600	
74	284,800	331,000	404,200	
75	285,500	331,700	404,800	
76	286,200	332,400	405,300	
77	286,800	333,100	405,800	
78	287,500	333,800	406,300	
79	288,200	334,500	406,800	
80	288,900	335,200	407,600	
81	289,500	336,000	408,000	
82	290,200	336,800	408,500	
83	290,900	337,500	409,000	
84	291,500	338,100	409,700	
85	292,100	338,600	410,100	
86	292,800	339,100	410,600	
87	293,500	339,500	411,100	
88	294,100	339,900	411,800	
89	294,700	340,200	412,200	
90	295,400	340,700	412,700	
91	296,100	341,100	413,200	
92	296,800	341,500	413,900	
93	297,400	341,800	414,300	
94	298,100	342,200		
95	298,700	342,600		

	96	299,300	343,000			
	97	299,600	343,500			
	98	300,200	344,100			
	99	300,800	344,600			
	100	301,300	345,100			
	101	301,800	345,600			
	102	302,200	346,100			
	103	302,600	346,600			
	104	303,000	347,100			
	105	303,400	347,500			
	106	303,900	347,900			
	107	304,500	348,400			
	108	304,800	348,800			
	109	305,000	349,300			
	110	305,400	349,700			
	111	305,700	350,100			
	112	305,900	350,500			
	113	306,200	351,000			
	114	306,500	351,400			
	115	306,800	351,900			
	116	307,100	352,300			
	117	307,400	352,800			
	118	307,700	353,200			
	119	307,900	353,600			
	120	308,200	354,000			
	121	308,500	354,400			
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		224,600	266,900	292,300	335,600	395,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(昭和43年京都府条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第13項を削る。

附則第14項の前の見出しを削り、同項を附則第13項とし、同項の前に見出しとして「(教職員の号給等の切替え等)」を付し、附則第15項から第17項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第18項中「附則第16項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年京都府条例第45号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

第7条第1項中「第12条、第12条の6」を「第12条の5」に改め、同条第2項中「第12条、第12条の6」を「第12条の5」に改め、「、第21条」を削り、同条第5項中「第12条の3」を「第12条の2」に、「及び第20条第2項」を「、第20条第2項及び第21条第2項」に、「100分の170」を「100分の95」と、給与条例第21条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例の一部改正)

第4条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例(令和4年京都府条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「第6条第2項及び第4項から第6項まで」を「第6条」に改め、「、第12条、第12条の3から第12条の6まで並びに第14条の2から第14条の5まで」及び「新給与条例第6条第3項及び」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与等に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1、別表第2、別表第3イ及びウ、別表第4並びに別表第5の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった者の切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準じるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準じるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものに対しては」と、同条第2項中

「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

〔(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者を含む。〕と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第

6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

5 切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(以下この項及び次項において「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる給与条例第14条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

(再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

6 切替日以後に新たに再任用職員に対して適用されることとなる給与条例第14条の5の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する学校の移転があった再任用職員について適用する。

(京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

7 京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成12年京都府条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の2の項中(2)を削り、同項(3)中「及び(2)」を削り、同項中(3)を(2)とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

8 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年京都府条例第36号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第12条の5第3項」を「第12条の4第3項」に改める。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			

55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86						
95	91	87						
96	92	88						
97	93	89						
98	94	90						
99	95	91						
100	96	92						
101	97	93						
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

イ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	

52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94	90			
99	95	91			
100	96	92			
101	97	93			
102	98	94			
103	99	95			
104	100	96			

105	101	97			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				
126	122				
127	123				
128	124				
129	125				
130	126				
131	127				
132	128				
133	129				
134	130				
135	131				
136	132				
137	133				

ウ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1

18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	30
47	35	31	31
48	36	32	32
49	37	33	33
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	

72	60	56
73	61	57
74	62	58
75	63	59
76	64	60
77	65	61
78	66	62
79	67	63
80	68	64
81	69	65
82	70	66
83	71	67
84	72	68
85	73	69
86	74	70
87	75	71
88	76	72
89	77	73
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	
94	82	
95	83	
96	84	
97	85	
98	86	
99	87	
100	88	
101	89	
102	90	
103	91	
104	92	
105	93	
106	94	
107	95	
108	96	
109	97	
110	98	
111	99	
112	100	
113	101	
114	102	
115	103	
116	104	
117	105	

エ 教育職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	

53	41	41
54	42	42
55	43	43
56	44	44
57	45	45
58	46	46
59	47	47
60	48	48
61	49	49
62	50	50
63	51	51
64	52	52
65	53	53
66	54	54
67	55	55
68	56	56
69	57	57
70	58	58
71	59	59
72	60	60
73	61	61
74	62	62
75	63	63
76	64	64
77	65	65
78	66	66
79	67	67
80	68	68
81	69	69
82	70	70
83	71	71
84	72	72
85	73	73
86	74	74
87	75	75
88	76	76
89	77	77
90	78	78
91	79	79
92	80	80
93	81	81
94	82	82
95	83	83
96	84	84
97	85	85
98	86	86
99	87	87
100	88	88
101	89	89
102	90	90
103	91	91
104	92	92
105	93	93
106	94	

107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

オ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2

40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		

94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

カ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28

45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	42
59	55	55	51	47	43
60	56	56	52	48	44
61	57	57	53	49	45
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		

97	93	93	89		
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

キ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21

34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	

89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	86
95	91	91	87
96	92	92	88
97	93	93	89
98	94	94	90
99	95	95	91
100	96	96	92
101	97	97	93
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102	102	
107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	
110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		

ク 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1

15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11

70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		
94	86		
95	87		
96	88		
97	89		
98	90		
99	91		
100	92		
101	93		

京都府条例第4号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第4項中「引き続き日本電信電話株式会社」の右に「（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第12項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第18項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第12項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第11条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）で退職したものをいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

京都府条例第5号

京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する  
条例の一部を改正する条例

京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例  
(平成11年京都府条例第16号)の一部を次のように改正  
する。

第1条中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」  
に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

京都府条例第6号

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改  
正する条例

管理職員等の給与の特例に関する条例(平成19年京都  
府条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」  
に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

京都府条例第7号

京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例

京都府環境影響評価条例(平成10年京都府条例第17号)  
の一部を次のように改正する。

第37条第2項中「第22条の11」を「第22条の13」に改  
める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

京都府条例第8号

京都府人権尊重の共生社会づくり条例

日本国憲法においては、国民が全ての基本的人権の享  
有を妨げられないものとされ、基本的人権を侵すことの  
できない永久の権利として保障するとともに、国民は不  
断の努力によって憲法で保障される自由及び権利を保持  
しなければならず、常に公共の福祉のためにこれを利用  
する責任を負うことを定めている。

我が国においては、この憲法の下に、国際的な人権に  
関する諸条約等にもっとり、人権に関する諸制度の整  
備や諸施策の推進が図られてきたところであり、近年に

においても、障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に  
向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進  
に関する法律、性的指向及びジェンダーアイデンティ  
ティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律  
等、個別の人権課題に関する法律が相次いで制定施行さ  
れている。

京都府においても、これら人権尊重に関する現行法制  
の下に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基  
づき、人権尊重の精神の涵養を図るとともに人権尊重の  
理念を広く府民に普及させるための施策を定め、実施す  
るなど、国、市町村その他の関係機関等と連携して地域  
の実情を踏まえた取組を進めてきた。

しかしながら、現状をみるに、人権課題の生起がやむ  
ことはなく、人種、信条、性別、社会的身分、門地等  
による不当な差別その他の人権侵害が存在しているといわ  
ざるを得ない。特に、近年の急速な情報通信技術の進展  
に伴うインターネット上の人権侵害については、その匿  
名性や情報発信の容易さ等の特性から、誰もが加害者  
にも被害者にもなり得る状況が生じており、被害者の救済  
を図る施策の一層の推進が強く求められる実情にある。

また、府民が全ての人権の享有を妨げられず、平和で  
心豊かな社会を実現するためには、府民一人ひとりの尊  
厳と人権が共に尊重される必要があるが、そのために  
は、人権尊重の基盤となる社会の秩序が適正に保持され  
るとともに、全ての府民が自己の権利の行使に伴う責任  
を自覚し、自己の人権と同様に他人の人権をも尊重すべ  
きであるという意識がより一層府民に浸透されることが  
必要である。

こうした状況において、私たちは、府民一人ひとりの  
尊厳と人権が共に尊重され、全ての府民が、地域等の社  
会において「守られている」、「包み込まれている」等と  
いった社会からの温かさを感じることができるようにな  
るとともに、誰もが主体的に社会に参画し、自らの可能  
性を伸ばすことができる人権尊重の共生社会づくりを推  
進しなければならない。

このような認識の下に、私たちは、府民一人ひとりの  
尊厳と人権の重要性を認識するとともに、それぞれの個  
性の違いを認め合い、つながり、支え合うことができる  
人権尊重の共生社会づくりにためまぬ努力を続けること  
を決意し、この条例を制定する。

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意  
義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人権尊重の共生社会づくり 府民一人ひとりが、  
人種、信条、性別、社会的身分、門地等により不当  
に差別されることなく、かけがえのない個人として  
相互に人権を尊重し合いながら支え合う共生社会を  
形成することをいう。
- (2) 人権尊重の共生社会づくり施策 人権尊重の共生  
社会づくりのために行う人権教育及び人権啓発並び  
に相談体制の整備に関する施策をいう。
- (3) 推進計画 人権教育及び人権啓発の推進に関する

法律（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第5条の規定による施策を策定し、及び実施するために府が策定する人権教育及び人権啓発に関する計画をいう。

（基本理念）

第2条 人権尊重の共生社会づくりは、人権教育・啓発推進法第3条に定める基本理念を踏まえつつ、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 府民一人ひとりが、相互に人権の意義並びにその尊重及び共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深め合うとともに、自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、及び自己の人権と同様に他人の人権をも尊重するものであること。
- (2) 府民一人ひとりが、それぞれの個性が認められる寛容な社会の一員として、つながり、支え合うものであること。
- (3) 府民一人ひとりが、生涯にわたりあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるものであること。
- (4) 情報化の進展等社会情勢の変化に的確に対応するものであること。
- (5) 人権に関する相談に的確に対応するものであること。

（府の責務）

第3条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 府は、人権尊重の共生社会づくり施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村その他の関係機関等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

（市町村への協力）

第4条 府は、人権尊重の共生社会づくりの推進のため、人権尊重の共生社会づくり施策を実施する市町村に対し、情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

（府民及び事業者の責務）

第5条 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、人権尊重の共生社会づくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。

2 府民及び事業者は、府が実施する人権尊重の共生社会づくり施策に協力するよう努めるものとする。

（推進計画）

第6条 知事は、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するため、推進計画において、次に掲げる事項（以下「基本的事項」という。）を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の共生社会づくりに関する基本的な考え方
- (2) 人権尊重の共生社会づくり施策の目標
- (3) 人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- (4) その他必要な事項

2 知事は、基本的事項を推進計画に定めるに当たっては、次条第1項の規定による懇話会における意見交換を行うほか、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

3 知事は、基本的事項を推進計画に定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画に定められた基本的事項を変更する場合について準用する。

（懇話会）

第7条 知事は、人権尊重の共生社会づくり施策の策定及び効果的な実施に関する事項について専門的な知見を有する者と府とが意見を交換するための懇話会を開催するものとする。

2 府は、前項の規定による懇話会における意見交換の内容を参考として、人権尊重の共生社会づくり施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に推進計画に基本的事項が定められている場合において、当該推進計画が基本理念に即し、かつ、その策定について第6条第2項及び第3項に規定する措置に準じる措置が講じられたものとして知事の指定を受けたものであるときは、当該指定に係る推進計画は、同条第1項から第3項までの規定により基本的事項が定められたものとみなす。

#### 京都府条例第9号

京都府認定こども園の認定の要件等に関する条例及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

京都府認定こども園の認定の要件等に関する条例及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成26年京都府条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 京都府条例第10号

京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例

（京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

(1) 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年京都府条例第46号）第8条第4項第2号

(2) 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第24号）第12条第1項ただし書及び同項第6号

(3) 生活保護法に基づく保護施設の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第26号）第14条第1項第6号及び第23条第1項第6号

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第32号）第89条第4項

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第33号）第36条第5項

(6) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第34号）第7条第1項ただし書及び同項第3号

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第37号）第46条第4項

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第40号）第30条第5項

(9) 医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第42号）第4条第1項第4号

（社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例の一部改正）

第2条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び同項第4号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

附則第12項ただし書中「栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第5号を次のように改める。

(5) 栄養士又は管理栄養士

（老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例の一部改正）

第3条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び同項第5号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

第46条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないとき

は、第5号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第46条第1項第5号を次のように改める。

(5) 栄養士又は管理栄養士

（介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部改正）

第4条 介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第27号）の一部を次のように改正する。

第149条第1項ただし書及び同項第4号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同条第5項中「栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加える。

第184条第1項ただし書及び同項第3号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

（介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部改正）

第5条 介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第28号）の一部を次のように改正する。

第131条第1項ただし書及び同項第4号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同条第5項中「栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加える。

第168条第1項ただし書及び同項第3号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例の一部改正）

第6条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書及び同項第4号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項中「個人及び集団の心理療法」を「個人心理療法及び集団心理療法」に改める。

（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部改正）

第7条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第36号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同項ただし書中「調理員」を「調理員」に改め、同条第4項中「個人及び集団の心理療法」を「個人心理療法及び集団心理療法」に改める。

第36条第3項中「個人及び集団の心理療法」を「個人心理療法及び集団心理療法」に改める。

第45条第2号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

第59条第1項中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項中「個人及び集団の心理療法」を「個人心理療法及び集団心理療法」に改める。

第69条第1項、第3項ただし書及び第8項ただし書中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同条第10項中「個人及び集団の心理療法」を「個人心理療法及び集団心理療法」に改める。

第84条第1項中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

第95条第1項中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項中「、心理学」を「心理学」に、「より、」を「より」に、「個人及び集団の心理療法」を「個人心理療法及び集団心理療法」に改める。

第103条第1項中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項中「、心理学」を「心理学」に、「より、」を「より」に、「個人及び集団の心理療法」を「個人心理療法及び集団心理療法」に改める。  
(社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例の一部改正)

第8条 社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例(令和6年京都府条例第21号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項ただし書中「栄養士」を「第3号の栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第3号中「栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加える。

第15条第3項中「の見直し」を「を見直すべきかどうかについて検討」に改める。

第16条第3項中「設備及び」を「設備又は」に、「ついて」を「ついては、それぞれ」に、「努め、」を「努め、又は」に、「医療器械器具」を「医療機械器具」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

京都府条例第11号

京都府子ども未来基金条例の一部を改正する条例

京都府子ども未来基金条例(平成21年京都府条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年6月30日」を「令和12年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第12号

児童福祉法に基づく一時保護施設の設備等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第12条の4第2項の規定により、同条第1項に規定する一時保護施設(以下「一時保護施設」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 この条例で定める基準(次条において「最低基

準」という。)は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

(最低基準と一時保護施設との関係)

第3条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第4条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、その行う業務の質について、自ら評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、及び常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第5条 一時保護施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。(安全計画の策定等)

第6条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的安全計画を見直すべきかどうかについて検討を行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条 一時保護施設は、入所している児童の施設外で

の活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所している児童を平等に取り扱う原則)

第8条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第9条 知事及び児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第10条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第11条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第12条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第13条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第14条 一時保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画につい

て周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画を見直すべきかどうかについて検討を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備)

第15条 一時保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 児童の居室

(2) 学習等を行う室

(3) 屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第28条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。同項において同じ。）

(4) 相談室

(5) 食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この号及び第3項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）

(6) 調理室

(7) 浴室

(8) 便所

(9) 30人以上の児童を入所させる一時保護施設にあっては、医務室及び静養室

2 前項各号に掲げる設備の仕様等の基準は、規則で定める。

3 一時保護施設には、入所している児童ができる限り良好な家庭的環境において安全に、かつ、安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の生活の場について児童のプライバシーの保護に十分に配慮された環境となるよう整えなければならない。

(職員の一般的要件)

第16条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、並びに豊かな人間性及び倫理観を備え、かつ、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第17条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、入所している児童の権利の擁護、その児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第18条 一時保護施設には、次に掲げる職員を置かなけ

ればならない。ただし、10人以下の児童を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、40人以下の児童を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

- (1) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。第21条において同じ。）
- (2) 嘱託医
- (3) 看護師
- (4) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）
- (5) 心理療法担当職員
- (6) 個別対応職員
- (7) 学習指導員
- (8) 栄養士又は管理栄養士及び調理員

2 前項各号に掲げる職員の人数の基準は、規則で定める。

（夜間の職員の配置）

第19条 一時保護施設は、夜間の職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、規則で定める職員の配置の基準によらなければならない。（一時保護施設の管理者等）

第20条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う職員（以下「指導教育担当職員」という。）を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年につき1回以上の割合で、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のため、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）第20条第4項のこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準じる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者

- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は同条第1項の規定により文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第3条の2第1号に規定する内閣府令で定める基準に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第22条 心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人心理療法及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第23条 学習指導員は、教育職員免許法に基づく小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものには、教育職員免許法に基づく小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に基づく中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第24条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設

置するときは、必要に応じて、当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第25条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、それぞれ衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じるよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に、清潔な衣服(下着にあっては、未使用のもの又は当該児童の所持するものに限る。)を使用させなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第26条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法(第24条第1項の規定の適用を受けて当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第27条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するため、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果及び必要な事項を当該児童の健康に関する記録に記入するとともに、必要に応じ、一時保護の解除、医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければ

ならない。

3 一時保護施設は、一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。(養護)

第28条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。(生活支援、教育、親子関係再構築支援等)

第29条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、入所していた児童が適切な支援を受けられることができるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第30条 児童相談所長は、児童の通学する学校と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

2 児童相談所長は、必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第31条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する児童の支援に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第32条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第33条 一時保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしては

ならない。

- 2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第34条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置すること等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るため、苦情の解決に当たっては、当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第35条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(規則への委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設に係る設備については、第15条の規定に適合しない部分に限り、同条の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行後に全面的な改築がされたものについては、この限りでない。

- 3 前項本文の場合においては、児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第36号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第58条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員の配置に関する経過措置)

- 4 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員の体制につき、この条例に定めるこれらに関する規定により難しい場合においては、当該一時保護施設については、令和11年3月31日までの間に限り、当該規定を適用しないことができる。この場合においては、児童福祉施設基準条例第59条及び第66条の規定を準用する。

#### 京都府条例第13号

##### 京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例

京都府立勤労者福祉会館条例（昭和57年京都府条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の表京都府立城南勤労者福祉会館の項、京都府立中丹勤労者福祉会館の項及び京都府立丹後勤労者福祉会館の項を削る。

別表中1を削り、2を1とし、3を2とし、4及び5を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(旧会館の廃止に伴う経過措置)

- 2 この条例による改正前の京都府立勤労者福祉会館条例第1条の規定により同条に規定する会館として設置されていた京都府立城南勤労者福祉会館、京都府立中丹勤労者福祉会館又は京都府立丹後勤労者福祉会館についての使用の承認に係る利用料金又は使用料の納付又は還付については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 京都府条例第14号

##### 京都府立高等技術専門校条例の一部を改正する条例

京都府立高等技術専門校条例（平成21年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第6条中「第1条第1項第1号」を「第1条第1号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 京都府条例第15号

##### 京都府豊かな緑を守る条例及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(京都府豊かな緑を守る条例の一部改正)

第1条 京都府豊かな緑を守る条例（平成17年京都府条例第43号）の一部を次のように改正する。

「第4章 土砂搬入禁止区域（第34条—第36  
目次中 第5章 雑則（第37条—第41条）  
第6章 罰則（第42条—第45条）

条）  
を「第4章 雑則（第34条—第38条）  
第5章 罰則（第39条—第41条）」に改める。  
」

第4章を削る。

第5章中第37条を第34条とし、第38条を第35条とし、第39条を第36条とする。

第40条中「前2章」を「前章」に改め、同条を第37条とし、第41条を第38条とする。

第5章を第4章とする。

第42条を削る。

第43条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改め、第6章中同条を第39条とする。

第44条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第1号及び第2号中「者」を「とき。」に改め、同条第3号を削り、同条を第40条とする。

第45条中「法人の」を「法人（法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の」に、「関して前3条」を「関し、前2条」に改め、同条を第41条とする。

第6章を第5章とする。

（京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

第2条 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成21年京都府条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第3章の2 土砂等搬入禁止区域（第27条  
第4章 雑則（第28条—第34条）  
の2—第27条の4）」を「第4章 雑則（第28条—第34条）」に改める。

第11条第2項中「他の法令等の規定に基づく許可等の処分その他の行為を要するものであって、当該他の法令等により災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものである」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 他の法令等の規定に基づく許可等の処分その他の行為を要するものであって、当該他の法令等により災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものである場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、災害の発生のおそれがないと認められるものとして規則で定めるものである場合

第3章の2を削る。

第33条各号を次のように改める。

(1) 許可申請手数料 1件につき6万2,110円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 変更許可申請手数料 1件につき3万6,410円

を超えない範囲内において規則で定める額

第33条に次の2項を加える。

2 手数料は、規則で定めるものを除くほか、申請の際に納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。

第35条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同項を同条第3項とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年5月26日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例の一部改正）

3 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例（令和6年京都府条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第11号中「及び第2項」を削り、同条中同号を第10号とし、第12号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 京都府条例第16号

##### 京都府立都市公園条例の一部を改正する条例

京都府立都市公園条例（昭和33年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の2の（その1）の表公園施設（仮設の公園施設

を	円 2,600	を	円 2,730
	1,730		1,810
	1,730		1,780
	880		900

を除く。）の設置の項中

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

京都府条例第17号

京都府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

京都府福祉のまちづくり条例（平成7年京都府条例第8号）の一部を次のように改正する。

第65条第1項中「便所を設ける場合には」を「便所は」に、「表面は」を「表面について」に、「仕上げなければ」を「仕上げるものでなければ」に改め、同条第2項中「令第14条第1項第1号の規定により」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所に」に、「は、次」を「（令第14条第2項本文に規定する車椅子使用者用便房をいう。以下この条、第70条第1項第2号及び第71条第4号において同じ。）は、次」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける建築物には、その内部の幅又は奥行きを180センチメートル以上とし、かつ、内のり面積を3.6平方メートル以上とする車椅子使用者用便房を、車椅子使用者が当該便所を利用する上で支障がないものとして知事が定める配置の基準に従い、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる数以上、設けなければならない。

- (1) 男子用の車椅子使用者用便房 当該車椅子使用者用便房であって、令第14条第2項本文の規定により設けるもの又はその設置が同項ただし書の規定の適用の要件とされるもの（当該建築物内に設けるものに限る。）の総数
- (2) 女子用の車椅子使用者用便房 当該車椅子使用者用便房であって、令第14条第2項本文の規定により設けるもの又はその設置が同項ただし書の規定の適用の要件とされるもの（当該建築物内に設けるものに限る。）の総数
- (3) その他の車椅子使用者用便房 当該車椅子使用者用便房であって、令第14条第2項本文の規定により設けるもの又はその設置が同項ただし書の規定の適用の要件とされるもの（当該建築物内に設けるものに限る。）の総数

第65条第4項中「第14条第2項」を「第14条第4項」に、「以上に」を「以上には」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「第1項の」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」に、「ものを設ける場合には、その」を「ものの」に、「以上」に「を」を「以上）には」に改め、同条第8項中「便所に」を「便所で」に、「場合には、その」を「ものの」に、「以上」に「を」を「以上）には」に改め、「手洗器」の右に「の足踏み部分」を加え、同条第9項中「多数」を「設ける便所で多数」に、「便所を設ける場合には、その」を「も

のの」に改める。

第65条の2を削る。

第67条を次のように改める。

第67条 削除

第68条第1項中「移動等円滑化経路は」を「移動等円滑化経路（令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）は」に改め、同項第3号中「移動等円滑化経路」の右に「（当該移動等円滑化経路を構成する経路に車椅子使用者用経路（令第19条第1項第1号に規定する車椅子使用者用経路をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあつては、当該車椅子使用者用経路に係る部分を除く。次号において同じ。）」を加え、同項第5号中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同号ア中「かご」を「籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）」に改め、同号イからエまで及びカからクまで並びにコ(ア)及び(イ)中「かご」を「籠」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 当該移動等円滑化経路（車椅子使用者用経路に係る部分に限る。）を構成する傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。

ア 手すりを設けること。

イ 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

第68条第2項中「次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる経路」を「建築物（第61条各号に掲げる特定建築物を除く。）に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（地上階（直接地上へ通じる出入口のある階をいう。以下同じ。）又はその直上階若しくは直下階のみに当該居室を設けるときの当該居室に限る。以下「特定利用居室」という。）を設ける場合には、道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該特定利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）」に、「第18条第2項各号」を「第19条第2項各号」に改め、各号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前項に規定する経路又はその一部が、移動等円滑化経路を構成する経路又はその一部となる場合における当該同項に規定する経路又はその一部については、同項の規定は、適用しない。

第68条第4項中「又は第2項第1号の経路」を削り、「第1項第6号」を「第1項第7号」に、「同項又は第2項」を「同項」に改め、「ついては、」の右に「同号中「を構成する」とあるのは、「（」を加え、「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、「及びこの条第2項第1号」を削り、「令第18条第1項第2号」を「同項第2号」に、「のは、」を「のを」に、「車寄せ」を「車寄せ」と読み替えて同項の規定が適用されたならば移動等円滑化経路を構成しないこととなる部分を除く。）を構成する」に改め、同条第5項を削る。

第69条中「第21条第2項各号」を「第22条第2項各号」

に改める。

第70条第1項中「それぞれ」を削り、同条第2項第3号中「同条第1号」を「第1号」に、「第18条第2項第3号」を「第19条第2項第3号」に改め、同項第4号ア中「同条第4号」を「第4号」に、「第18条第2項第4号」を「第19条第2項第4号」に改め、同項第5号ア中「第18条第2項第5号」を「第19条第2項第5号」に改め、同項第6号中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同項第7号ア中「第18条第2項第7号ロ」を「第19条第2項第7号ロ」に改め、同号イ中「第68条第1項第6号ア」を「第68条第1項第7号ア」に改め、同条第4項中「移動等円滑化経路」の右に「を構成する経路」を加え、「第18条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第71条中「に限り」を「(第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分)に限り」に改め、同条第2号中「の部分にある」を「に掲げる部分にある令第19条第1項第1号に規定する」に改め、「特定利用居室」を削り、「1以上の経路」を「経路(当該利用居室等が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)」に改め、同条第4号中「第1号の」を「第1号に掲げる」に、「前号の」を「前号に掲げる」に、「1以上の経路」を「経路(当該利用居室等が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)」に改め、同条第6号中「前号の」を「前号に掲げる」に、「第1号の」を「第1号に掲げる」に、「1以上の経路」を「経路(当該利用居室等が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)」に改める。

附 則

- この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第68条第2項の改正規定(「第18条第2項各号」を「第19条第2項各号」に改める部分を除く。)、同条第3項の改正規定、同条第4項の改正規定(「第1項第6号」を「第1項第7号」に、「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改める部分を除く。)、同条第5項を削る改正規定及び第71条第2号の改正規定(「特定利用居室」を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の京都府福祉のまちづくり条例第65条第2項及び第3項(京都府福祉のまちづくり条例(以下「まちづくり条例」という。))第72条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第68条第1項並びに第71条の規定は、この条例の施行の日以後に着手する建築(用途の変更をして特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第19号に規定する特別特定建築物をいい、まちづくり条例第61条各号に掲げる同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。以下同じ。))にすることを含む。以下同じ。))及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同日

前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

京都府条例第18号

京都府営水道の供給料金等に関する条例の一部を改正する条例

京都府営水道の供給料金等に関する条例(昭和62年京都府条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表建設負担料金の項中「55円」を「51円」に改め、同表使用料金の項中「28円」を「32円」に改め、同表超過料金の項中「202円」を「192円」に改める。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の京都府営水道の供給料金等に関する条例別表の規定は、令和7年4月以後の月分の供給料金について適用し、同年3月以前の月分の供給料金については、なお従前の例による。

京都府条例第19号

水道法施行条例の一部を改正する条例

水道法施行条例(平成24年京都府条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「」の」を「)」において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下「水道等」という。))」に、「者」を「者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に、「者」を「者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」に改め、同条第3号中「」、5年以上水道」を「。次号において同じ。)、5年以上水道等」に、「者」を「者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」に改め、同条中第6号を第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に、「者」を「者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))
- 第2条第4号中「水道」を「水道等」に、「者」を「者

(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))に改め、同条中同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第1号を次のように改める。

(1) 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、大学を卒業した者については3年以上、短期大学等を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、高等学校等を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第2号中「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

第4条第2項中「1,000立方メートル」を「1万立方メートル」に改め、第1号を次のように改める。

(1) 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、大学を卒業した者については1年6月以上、短期大学等を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については2年6月以上、高等学校等を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2項第2号から第4号までを削り、同項第5号中「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に改め、同項中同号を第2号とし、第6号を第3号とし、同項第7号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

京都府条例第20号

京都府議会議員の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

京都府議会議員の費用弁償に関する条例(平成18年京都府条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(費用弁償の種目及び内容)」に改め、同条第1項を次のように改める。

費用弁償の種目は、次に定めるとおりとし、これらの内容については、この条から第15条までに定めるところによる。

- (1) 交通費
  - ア 鉄道賃
  - イ 船賃
  - ウ 航空賃
  - エ 車賃
  - オ その他の交通費

- (2) 宿泊費等
  - ア 宿泊費
  - イ 包括宿泊費
  - ウ 宿泊手当

(3) 旅行雑費  
第3条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 車賃は、公務のために自家用自動車(第9条第3号に規定する自家用自動車に該当するものを除く。)を利用する場合において、路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。

第3条第6項から第8項までを次のように改める。

6 その他の交通費は、公務のために陸路における移動(第2項及び前項に規定する場合における移動を除く。)を要する場合において、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

7 宿泊費は、公務のために宿泊を要する場合において、その宿泊に要する費用について、支給する。

8 包括宿泊費は、公務のために宿泊を要する場合において、そのための移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、支給する。

第3条に次の2項を加える。

9 宿泊手当は、公務のために宿泊を要する場合において、そのための移動及び宿泊に必要な諸雑費に充てるための費用について、1夜当たりの定額により支給する。

10 旅行雑費は、公務のための移動及び宿泊に必要な諸雑費に充てるための費用(前項に規定する費用を除く。)について、実費額により支給する。

第6条を削る。

第5条中「次」を「次の各号」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「場合は」を「場合には」に改め、同条第4号中「による場合」を削り、「ときは」を「場合には」に改め、同条第5号中「場合は」を「場合には」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「次」を「次の各号」に改め、同条第2号中「において、片道70キロメートルを超えるとき」を削り、同条第3号中「で、片道70キロメートルを超えるとき(京都府の区域内における公務のために鉄道を利用する場合を除く。)」を削り、同条第4号中「で、片道70キロメートルを超えるとき」を削り、同条を第5条とし、第3条

の次に次の1条を加える。

(費用弁償の計算)

第4条 費用弁償は、前条及び次条から第15条までに定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により移動及び宿泊をした場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により移動又は宿泊をし難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第7条から第10条までを次のように改める。

(航空賃)

第7条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第8条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(その他の交通費)

第9条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(交通費と包括宿泊費との調整)

第10条 公務のための移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、第12条の規定により包括宿泊費に係る費用弁償の支給を受ける場合には、当該移動に係る部分に係る第5条から前条までの規定による交通費については、支給しない。

第11条中「請求手続」を「支給の手続」に改め、同条を第18条とする。

第10条の次に次の7条を加える。

(宿泊費)

第11条 宿泊費の額は、京都府旅費条例(昭和25年京都府条例第43号)第2条第1項第5号に規定する指定職の職務(以下「指定職の職務」という。)にある者に支給する宿泊費の例による。

(包括宿泊費)

第12条 包括宿泊費の額は、公務のための移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、当該移動に係る第5条から第9条までの規定による交

通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費の額の合計額とする。

(宿泊費及び包括宿泊費の支給額の上限)

第13条 宿泊費及び包括宿泊費に係る費用弁償の支給額は、当該各種目について、第4条及び前2条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当の額は、一般職に属する職員に支給する宿泊手当の例による。

(旅行雑費)

第15条 旅行雑費の額は、一般職に属する職員に支給する旅行雑費の例による。

(費用弁償の調整)

第16条 次に掲げる場合における費用弁償の調整は、一般職に属する職員の旅費の調整の例による。

(1) 議員が公用車を利用した場合、議員が府以外の者から費用弁償の支給を受ける場合その他公務のための移動若しくは宿泊における特別の事情により又は当該移動若しくは宿泊の性質上この条例の規定による費用弁償を支給した場合には不当にその実費を超えた費用弁償又は通常必要としない費用弁償を支給することとなる場合

(2) 議員がこの条例の規定による費用弁償により公務のための移動又は宿泊をすることが当該移動若しくは宿泊における特別の事情により又は当該移動若しくは宿泊の性質上困難である場合

(費用弁償の返納)

第17条 支出命令権者は、議員がこの条例の規定に違反して費用弁償の支給を受けた場合には、これを返納させなければならない。

2 議員がこの条例の規定に違反して費用弁償の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその議員に対し支払う議員報酬又は費用弁償の額から、当該費用弁償に相当する金額を差し引くことができる。附則第3項を次のように改める。

(外国との間における公務のための移動及び宿泊等に係る費用弁償)

3 当分の間、本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間における公務のための移動及び宿泊並びに外国における公務のための移動及び宿泊に係る費用弁償については、指定職の職務にある者の外国旅行(京都府旅費条例附則第2項に規定する外国旅行をいう。)の旅費の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都府議会議員の費用弁償に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する公務のための移動及び宿泊（以下この項において「公務出張等」という。）について適用し、施行日前に出発した公務出張等については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に当該公務出張等の変更をするべき事情が生じた場合には、新条例の規定は、当該公務出張等のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該公務出張等のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第17条の規定は、新条例の規定に違反して費用弁償の支給を受けた場合について適用する。

#### 京都府条例第21号

##### 京都府文化財保護条例の一部を改正する条例

京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定により、法の規定に基づく指定を受けた文化財以外の文化財で」を「又は第3項の規定により、」に、「もののうち」を「文化財で」に、「ものについて、」を「もの等の指定又は登録を行い、並びに」に改める。

第27条第1項中「その旨」を「、その旨」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会以外の地方公共団体の機関若しくは国の機関が法第53条第1項に規定する公開承認施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

第27条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同条中同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者（教育委員会を除く。）は、府指定有

形文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して20日以内に、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

第39条に後段として次のように加える。

この場合において、第27条第1項ただし書中「法第53条第1項」とあるのは「法第84条第1項」と、「公開承認施設」とあるのは「公開事前届出免除施設」と読み替えるものとする。

第52条第1項及び第3項中「台帳」を「登録簿」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

生活保護法施行細則等の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく一時保護施設の設備等の基準に関する条例施行規則

京都府立勤労者福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立高等技術専門学校条例施行規則の一部を改正する規則

令和7年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 京都府規則第20号

##### 技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正）

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則（平成19年京都府規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「83号給」を「75号給」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

技能労務 職員の区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 技能労務 職員	1	188,100	230,600	250,800	284,000	312,000
	2	189,800	231,400	251,900	284,700	313,500
	3	191,500	232,200	252,900	285,400	314,800
	4	193,200	233,000	253,900	286,100	316,000
	5	195,000	233,800	254,900	286,700	317,000
	6	196,700	234,600	256,100	287,300	318,200
	7	198,300	235,400	257,300	287,900	319,400
	8	199,900	236,200	258,300	288,600	320,600
	9	201,600	237,000	259,400	289,200	321,700
	10	203,100	237,700	260,400	289,800	322,800
	11	204,600	238,400	261,300	290,400	323,900
	12	206,100	239,100	261,800	290,900	325,000
	13	207,600	239,800	262,400	291,400	326,000
	14	209,100	240,400	262,800	291,900	327,100
	15	210,700	241,100	263,200	292,400	328,300
	16	212,200	241,700	263,700	292,800	329,400
	17	213,700	242,300	264,200	293,200	330,400
	18	215,100	242,900	264,800	293,600	331,500
	19	216,500	243,500	265,300	294,000	332,600
	20	218,000	244,000	265,900	294,400	333,600
	21	219,400	244,500	266,700	294,800	334,600
	22	220,500	245,000	267,300	295,200	335,600
	23	221,600	245,500	267,900	295,600	336,700
	24	222,700	246,000	268,700	296,000	337,700
	25	223,700	246,500	269,500	296,500	338,700
	26	224,600	247,000	270,200	296,900	339,600
	27	225,600	247,400	270,800	297,300	340,700
	28	226,500	247,900	271,600	297,700	341,700
	29	227,400	248,500	272,400	298,100	342,700
	30	228,200	249,100	273,200	298,600	343,800
	31	229,000	249,600	273,900	299,100	344,800
	32	229,800	250,000	274,600	299,600	345,700
	33	230,600	250,400	275,300	300,100	346,600
	34	231,300	250,900	276,000	300,600	347,500
	35	232,000	251,400	276,700	301,100	348,400
	36	232,700	251,800	277,400	301,600	349,300
	37	233,500	252,200	278,100	302,100	350,200
	38	234,100	252,700	278,800	302,800	351,200
	39	234,700	253,200	279,400	303,400	352,300
	40	235,300	253,600	280,000	304,100	353,200
	41	236,000	254,000	280,600	304,800	354,100
	42	236,500	254,500	281,100	305,400	355,000
	43	237,000	255,000	281,600	306,000	355,900
	44	237,500	255,400	282,100	306,500	356,700
	45	238,000	255,800	282,600	307,000	357,500
	46	238,400	256,200	283,100	307,600	358,300
	47	238,800	256,600	283,600	308,200	359,100
	48	239,200	257,100	284,000	308,800	359,900
	49	239,600	257,500	284,400	309,400	360,600
	50	239,900	257,900	284,900	310,100	361,400

51	240,200	258,300	285,300	310,800	362,200
52	240,500	258,700	285,800	311,500	362,800
53	240,800	259,100	286,200	312,200	363,500
54	241,200	259,500	286,700	312,900	364,100
55	241,500	259,900	287,200	313,600	364,800
56	241,800	260,300	287,700	314,200	365,500
57	242,000	260,600	288,200	314,800	366,100
58	242,300	261,000	288,900	315,500	366,600
59	242,600	261,400	289,500	316,200	367,100
60	242,800	261,700	290,100	316,800	367,700
61	243,000	262,000	290,700	317,300	368,100
62	243,300	262,400	291,300	317,800	368,600
63	243,600	262,800	291,900	318,400	369,100
64	243,800	263,100	292,500	319,000	369,600
65	244,000	263,400	293,000	319,600	370,000
66	244,300	263,700	293,500	320,100	370,500
67	244,600	264,000	294,000	320,600	371,000
68	244,800	264,200	294,500	321,100	371,500
69	245,000	264,400	295,000	321,400	371,900
70	245,300	264,800	295,500	321,900	372,400
71	245,600	265,100	295,900	322,400	372,900
72	245,800	265,300	296,400	322,800	373,400
73	246,000	265,500	296,800	323,000	373,800
74	246,300	265,800	297,200	323,300	374,300
75	246,600	266,100	297,600	323,500	374,800
76	246,800	266,300	298,000	323,800	375,400
77	247,000	266,500	298,400	324,100	375,800
78	247,300	266,800	298,800	324,400	376,300
79	247,600	267,100	299,200	324,700	376,800
80	247,800	267,300	299,700	324,900	377,300
81	248,000	267,500	300,000	325,100	377,700
82	248,300	267,800	300,500	325,400	378,200
83	248,500	268,100	301,000	325,700	378,700
84	248,800	268,300	301,500	325,900	379,200
85	249,100	268,500	301,800	326,100	379,600
86	249,300	268,700	302,300	326,400	380,100
87	249,600	269,000	302,800	326,700	380,600
88	249,900	269,300	303,100	327,000	381,100
89	250,100	269,500	303,500	327,200	381,500
90	250,400	269,700	304,000	327,500	382,000
91	250,700	270,000	304,600	327,800	382,500
92	250,900	270,200	305,100	328,100	383,000
93	251,100	270,500	305,400	328,300	
94	251,400	270,800	305,800	328,600	
95	251,700	271,100	306,300	328,900	
96	251,900	271,300	306,800	329,100	
97	252,100	271,500	307,200	329,300	
98	252,400	271,800	307,600	329,600	
99	252,700	272,000	307,900	329,900	
100	252,900	272,300	308,200	330,100	
101	253,100	272,500	308,500	330,300	
102	253,400	272,800	308,900	330,600	
103	253,700	273,100	309,200	330,900	
104	253,900	273,400	309,600	331,100	
105	254,100	273,600	309,900	331,300	
106		273,800	310,300	331,600	
107		274,100	310,700	331,900	

	108		274,300	311,000	332,100	
	109		274,600	311,200	332,300	
	110		274,900	311,500	332,600	
	111		275,200	311,800	332,900	
	112		275,400	312,000	333,100	
	113		275,600	312,300	333,300	
	114		275,900	312,600	333,600	
	115		276,100	312,900	333,900	
	116		276,300	313,100	334,100	
	117		276,600	313,300	334,300	
	118		276,900	313,600	334,600	
	119		277,200	313,900	334,900	
	120		277,400	314,100	335,100	
	121		277,600	314,300	335,300	
	122		277,800	314,600	335,600	
	123		278,100	314,900	336,000	
	124		278,400	315,100	336,200	
	125		278,600	315,300	336,400	
	126		278,800	315,600	336,700	
	127		279,100	315,900	337,000	
	128		279,400	316,100	337,200	
	129		279,600	316,300	337,400	
	130		279,800		337,700	
	131		280,100		338,000	
	132		280,400		338,200	
	133		280,700		338,400	
	134		280,900		338,700	
	135		281,200		339,000	
	136		281,500		339,200	
	137		281,700		339,400	
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		200,400	211,700	230,400	251,800	283,400

別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4（第4条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1

13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	2
23	3	11	1	3
24	4	12	1	4
25	5	13	1	5
26	6	14	1	5
27	7	15	1	6
28	8	16	1	6
29	9	17	1	7
30	10	18	2	7
31	11	19	3	8
32	12	20	4	8
33	13	21	5	9
34	14	22	6	9
35	15	23	7	10
36	16	24	8	10
37	17	25	9	11
38	18	26	10	11
39	19	27	11	12
40	20	28	12	12
41	21	29	13	13
42	22	29	14	14
43	23	30	15	15
44	24	30	16	16
45	25	31	17	17
46	26	31	18	17
47	27	32	19	18
48	28	32	20	18
49	29	33	21	19
50	30	34	22	19
51	31	35	23	20
52	32	36	24	20
53	33	37	25	21
54	34	38	26	21
55	35	39	27	21
56	36	40	28	22
57	37	41	29	22
58	38	42	30	22
59	39	43	31	23
60	40	44	32	23
61	41	45	33	23
62	42	45	34	24
63	43	46	35	24
64	44	46	36	24
65	45	47	37	25
66	45	47	38	25
67	46	48	39	25
68	46	48	40	26
69	47	49	41	26
70	47	49	42	26
71	48	50	43	27
72	48	50	44	27

73	49	51	45	27
74	49	51	46	28
75	50	52	47	28
76	50	52	48	28
77	51	53	49	29
78	51	53	50	29
79	52	54	51	29
80	52	54	52	29
81	53	55	53	29
82	53	55	54	29
83	54	56	55	29
84	54	56	56	30
85	55	57	57	30
86	55	57	57	30
87	56	57	58	30
88	56	57	58	30
89	57	58	59	30
90	57	58	59	30
91	57	58	60	31
92	58	58	60	31
93	58	59	61	31
94	58	59	61	31
95	59	59	62	31
96	59	59	62	31
97	59	60	63	31
98	60	60	63	31
99	60	60	64	32
100	60	60	64	32
101	61	61	65	32
102	61	61	66	32
103	62	61	67	32
104	62	61	68	33
105	63	62	69	33
106		62	69	33
107		62	70	33
108		62	70	33
109		63	71	34
110		63	71	34
111		63	72	34
112		63	72	34
113		64	72	34
114		64	72	35
115		64	72	35
116		64	72	35
117		65	72	35
118		65	72	35
119		65	72	36
120		65	72	36
121		65	72	36
122		65	72	36
123		65	72	36
124		66	72	37
125		66	72	37
126		66	72	37
127		66	72	37
128		66	72	37
129		66	72	38
130		66		38
131		67		38
132		67		38

133		67		38
134		67		39
135		67		39
136		67		39
137		67		39

別表第5（第4条関係）

降格時号給対応表

降格をした日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	21	13	29	21
2	22	14	30	22
3	23	15	31	23
4	24	16	32	24
5	25	17	33	26
6	26	18	34	28
7	27	19	35	30
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40
13	33	25	41	41
14	34	26	42	42
15	35	27	43	43
16	36	28	44	44
17	37	29	45	46
18	38	30	46	48
19	39	31	47	50
20	40	32	48	52
21	41	33	49	55
22	42	34	50	58
23	43	35	51	61
24	44	36	52	64
25	45	37	53	67
26	46	38	54	70
27	47	39	55	73
28	48	40	56	76
29	49	42	57	83
30	50	44	58	90
31	51	46	59	98
32	52	48	60	103
33	53	49	61	108
34	54	50	62	113
35	55	51	63	118
36	56	52	64	123
37	57	53	65	128
38	58	54	66	133
39	59	55	67	137
40	60	56	68	137
41	61	57	69	137
42	62	58	70	137
43	63	59	71	137
44	64	60	72	137

45	66	62	73	137
46	68	64	74	137
47	70	66	75	137
48	72	68	76	137
49	74	70	77	137
50	76	72	78	137
51	78	74	79	137
52	80	76	80	137
53	82	78	81	137
54	84	80	82	137
55	86	82	83	137
56	88	84	84	137
57	91	88	86	137
58	94	92	88	137
59	97	96	90	137
60	100	100	92	137
61	102	104	94	137
62	104	108	96	137
63	105	112	98	137
64	105	116	100	137
65	105	123	101	137
66	105	130	102	137
67	105	137	103	137
68	105	137	104	137
69	105	137	106	137
70	105	137	108	137
71	105	137	110	137
72	105	137	129	137
73	105	137	129	137
74	105	137	129	137
75	105	137	129	137
76	105	137	129	137
77	105	137	129	137
78	105	137	129	137
79	105	137	129	137
80	105	137	129	137
81	105	137	129	137
82	105	137	129	137
83	105	137	129	137
84	105	137	129	137
85	105	137	129	137
86	105	137	129	137
87	105	137	129	137
88	105	137	129	137
89	105	137	129	137
90	105	137	129	137
91	105	137	129	137
92	105	137	129	137
93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	
96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137	129	
99	105	137	129	
100	105	137	129	
101	105	137	129	
102	105	137	129	
103	105	137	129	
104	105	137	129	

105	105	137	129	
106	105	137	129	
107	105	137	129	
108	105	137	129	
109	105	137	129	
110	105	137	129	
111	105	137	129	
112	105	137	129	
113	105	137	129	
114	105	137	129	
115	105	137	129	
116	105	137	129	
117	105	137	129	
118	105	137	129	
119	105	137	129	
120	105	137	129	
121	105	137	129	
122	105	137	129	
123	105	137	129	
124	105	137	129	
125	105	137	129	
126	105	137	129	
127	105	137	129	
128	105	137	129	
129	105	137	129	
130	105		129	
131	105		129	
132	105		129	
133	105		129	
134	105		129	
135	105		129	
136	105		129	
137	105		129	

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成26年京都府規則第22号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「の号給」の右に「(号給の切替えがあったときは、切替前の号給に対応する切替後の号給)」を加える。

(会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部改正)

第3条 会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則(令和2年京都府規則第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(電子計算組織による給与事務の処理に関する規則の一部改正)

第4条 電子計算組織による給与事務の処理に関する規則(昭和53年京都府規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、任期付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び任期付研究員業績手当」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

2 職員番号は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割当番号の範囲内で、第1号に掲げる職員については職員総務課長が、第2号に掲げる職員については警察本部警務部事務管理課長が、第3号アに掲げる職員については教育庁管理部総務企画課長が、同号イに掲げる職員については教育庁管理部教職員企画課長がそれぞれ設定し、これを管理する。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 1,000,000から2,999,999まで

(2) 警察職員 3,000,000から4,999,999まで

(3) 教育長並びに教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員並びに府費負担教職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる割当番号の範囲

ア イに掲げる職員以外の職員 5,000,000から5,999,999まで

イ 府立学校の職員及び府費負担教職員 6,000,000から7,999,999まで及び9,000,000から9,999,999まで

第14条中「健康保険法(大正11年法律第70号)第167条、」を削り、「第31条」を「第32条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において技能労務職員の給与等に関する規則別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった者の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

旧号給	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37

46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70
79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74
83	67	79	79	75
84	68	80	80	76
85	69	81	81	77
86	70	82	82	78
87	71	83	83	79
88	72	84	84	80
89	73	85	85	81
90	74	86	86	82
91	75	87	87	83
92	76	88	88	84
93	77	89	89	85
94	78	90	90	86
95	79	91	91	87
96	80	92	92	88
97	81	93	93	89
98	82	94	94	90
99	83	95	95	91
100	84	96	96	92

101	85	97	97	
102	86	98	98	
103	87	99	99	
104	88	100	100	
105	89	101	101	
106	90	102	102	
107	91	103	103	
108	92	104	104	
109	93	105	105	
110	94	106	106	
111	95	107	107	
112	96	108	108	
113	97	109	109	
114	98	110	110	
115	99	111	111	
116	100	112	112	
117	101	113	113	
118	102	114	114	
119	103	115	115	
120	104	116	116	
121	105	117	117	
122		118	118	
123		119	119	
124		120	120	
125		121	121	
126		122	122	
127		123	123	
128		124	124	
129		125	125	
130		126	126	
131		127	127	
132		128	128	
133		129	129	
134			130	
135			131	
136			132	
137			133	
138			134	
139			135	
140			136	
141			137	

京都府規則第21号

生活保護法施行細則等の一部を改正する規則

(生活保護法施行細則の一部改正)

第1条 生活保護法施行細則(昭和41年京都府規則第18号)の一部を次のように改正する。

別記第61号様式の3中

栄	用	計
養	務	
士	員	

を

栄管	用	計
養理	務	
士栄	員	
又養		
は士		

に、

栄	用	を
養	務	
士	員	

栄は栄	用	に改める。
養管	務	
士栄	員	
又理		
は士		

(医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例施行規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

- (1) 医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第35号)第3条第1項第4号
- (2) 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第39号)第5条第1項第4号及び第10項並びに附則第4項第5号及び第14項
- (3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第50号)第2条第1項第4号及び第2項ただし書(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同条第16項各号列記以外の部分及び同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の右に

「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第41号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

第16条第1項ただし書を削り、同項第5号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分及び同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

(介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第42号)の一部を次のように改正する。

第57条第1項第4号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同条第10項及び第11項中「栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加える。

第70条第1項第3号、第73条第1号、第2号及び第4号並びに附則第4項第4号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第43号)の一部を次のように改正する。

第53条第1項第4号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同条第10項及び第11項中「栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加える。

第69条第1項第3号並びに第72条第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同項第5号を次のように改める。

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

第3条第6項ただし書中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

(社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例施行規則(令和6年京都府規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「栄養士」の右に「若しくは

管理栄養士」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の生活保護法施行細則別記第61号様式の3による用紙は、当分の間、同条の規定による改正後の生活保護法施行細則別記第61号様式の3による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府規則第22号

児童福祉法に基づく一時保護施設の設備等の基準に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則で使用する用語は、児童福祉法に基づく一時保護施設の設備等の基準に関する条例（令和7年京都府条例第12号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(設備の基準)

第2条 一時保護施設は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に掲げる基準を満たす設備を設けなければならない。

- (1) 児童の居室 次に掲げる基準を満たしていること。
  - ア 児童が穏やかに過ごすことができ、かつ、安心して暮らすことができる環境が整えられたものであること。
  - イ 一の居室の定員は、4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室については、一の居室の定員を6人以下とし、その面積を1人につき3.3平方メートル以上とすることができる。
  - ウ 少年（法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。以下この条において同じ。）の居室等、一の居室の定員を1人とする居室を設ける場合においても、その福祉のために必要があるときに、複数の児童（少年を含む。）で同一の居室の利用をすることができるよう、当該利用が可能な居室を設けること。
  - エ 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- (2) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場 児童の人数に応じた必要な面積を有するものであること。
- (3) 浴室及び便所 男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (4) 児童の居室、浴室及び便所 入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する

性的指向、同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮されたものであること。

- 2 少年の居室については、一の居室の定員を1人とするよう努めるとともに、その面積を8平方メートル以上とするよう努めなければならない。

(職員の員数)

第3条 一時保護施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

- (1) 児童指導員及び保育士の総数 通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上
  - (2) 心理療法担当職員 児童おおむね10人につき1人以上
  - (3) 学習指導員 児童の人数に応じた適切な数
- (夜間の職員の配置)

第4条 条例第19条第2項の規則で定める職員の配置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を配置すること。
- (2) 一時保護施設（前号に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員1人以上を配置すること。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。
- (3) 児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、夜間、前2号に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を配置するよう努めること。

(感染症等の防止措置)

第5条 条例第25条第2項の規則で定める措置は、当該一時保護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施することとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府規則第23号

京都府立勤労者福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立勤労者福祉会館条例施行規則（昭和57年京都府規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を次のように改める。

- 2 条例第7条に規定する会館の休館日は、次のとおり

とする。

- (1) 毎月第3水曜日
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

第1条第4項中「掲示しなければ」を「インターネットの利用その他の適切な方法により一般に周知させなければ」に改める。

第2条中「次」を「当該使用が次」に改め、同条第2号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第2条の2第1項中「別表の2」を「別表の1」に改め、同条第2項中「別表の3」を「別表の2」に改める。

第3条中「、条例別表の2の表の備考の1、条例別表の3の表の備考の1、条例別表の4の表の備考の1及び条例別表の5の表の備考の1」を「及び条例別表の2の表の備考の1」に改める。

第4条を削る。

第5条第3号中「体育館等」を「体育館」に改め、同条を第4条とする。

第6条第2項中「の各号」を削り、同条第3項中「命ずる」を「命じる」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表第1の1の表の備考の1中「別表の2の表の備考の1」を「別表の1の表の備考の1」に改め、別表第1の2の表の備考の1中「別表の3の表の備考の1」を「別表の2の表の備考の1」に改める。

別表第2体育館等及び集会室を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の項中「体育館等及び集会室」を「体育館」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

#### 京都府規則第24号

##### 京都府立高等技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則

京都府立高等技術専門校条例施行規則（平成21年京都府規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「短期課程（）」の右に「京都府立京都障害者高等技術専門校にあっては、京都府立城陽障害者高等技術専門校の施設内で行う短期課程を含む。」を加え、同条の表京都府立城陽障害者高等技術専門校の項を削る。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 告 示

#### 京都府告示第134号

京都府産休代替職員設置費補助金交付要綱及び京都府社会福祉施設病休代替職員雇用費補助金交付要綱の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 京都府産休代替職員設置費補助金交付要綱（昭和48年京都府告示第361号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「一時保護所」を「一時保護施設」に改める。

別表第2中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

- 2 京都府社会福祉施設病休代替職員雇用費補助金交付要綱（昭和50年京都府告示第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「一時保護所」を「一時保護施設」に改める。

別表第2中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

#### 京都府告示第135号

京都府福祉のまちづくり条例に基づく車椅子使用者用便所の配置の基準を定める告示を次のように定める。

令和7年3月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

##### 京都府福祉のまちづくり条例に基づく車椅子使用者用便所の配置の基準を定める告示

- 1 京都府福祉のまちづくり条例（平成7年京都府条例第8号。以下「条例」という。）第65条第3項に規定する知事が定める配置の基準は、同項に規定する車椅子使用者用便所を特定の便所設置階（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第14条第1項の規定により不特定多数利用便所（同項の便所をいう。以下同じ。）を設ける階をいう。以下同じ。）（当該便所設置階の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、当該便所設置階に設ける特定の不特定多数利用便所）に偏ることなく設けることその他の車椅子

使用者が車椅子利用者用便房を利用する上で支障がない位置に設けることとする。

- 2 令第5条第1号に規定する公立小学校等及び条例第61条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に係る前項の規定の適用については、同項中「令」という。)とあるのは「令」という。)第23条又は第24条の規定により読み替えて適用される令」と、「不

特定多数利用便所」とあるのは「多数利用便所」と、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等」とあるのは「多数の者」とする。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

---

教 育 委 員 会

---

京都府文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第2号

京都府文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

京都府文化財保護条例施行規則（昭和57年京都府教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
第17条に次の1項を加える。

- 2 条例第27条第2項の規定による公開の届出は、公開届（別記第14号様式の2）によるものとする。  
別記第14号様式の次に次の1様式を加える。

第14号様式の2（第17条、第22条関係）

年 月 日

京都府教育委員会 様

住 所 { 法人にあつては、事務所の  
所在地 }

氏 名 { 法人にあつては、名称及び代  
表者の氏名 }

電 話( )

公 開 届

下記のとおり京都府指定有形文化財(有形民俗文化財)を公開したので届け出ます。

記

- 1 指定文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 指定書記載の所在の場所
- 4 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 5 所有者の住所(事務所所在地)及び氏名(名称及び代表者氏名)
- 6 展覧会等の名称
- 7 公開施設の所在地及び名称
- 8 公開の期間
- 9 主催者の住所(事務所所在地)及び氏名(名称及び代表者氏名)
- 10 公開の期間中における管理の状況
- 11 その他参考となるべき事項

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 当該施設について文化庁長官による承認を受けたことを証する書類の写し
- (2) 展覧会等の開催要項及び出品目録

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。